

厚岸町議会 第4回定例会

平成22年12月16日
午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） ただいまより平成22年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。
- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、12番、岩谷議員、13番、室崎議員を指名いたします。
- 議長（南谷議員） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。
初めに、6番、佐齋議員の一般質問を行います。
6番、佐齋議員。
- 佐齋議員 皆さん、おはようございます。
第4回定例会に当たりまして、さきに通告してありました2点についてお伺いをいたします。
1点目としまして、医療対策についてでございます。
(1)といたしまして、人工透析患者の対応。アといたしまして、災害等によりライフラインが遮断された場合、人工透析医療は、どのように講じられるのかお聞かせをいただきたいと思っております。
2点目といたしまして、公園管理についてでございます。
(1)といたしまして、松葉憩いの広場の利用についてでございます。アとしまして、どのような形で、年間どのぐらい利用されているのかについて、お聞きしたいと思っております。イとしまして、広場に隣接されております駐車場の利用は、どのようなになっているのかについてお聞かせをいただきます。
1回目の質問といたします。
- 議長（南谷議員） 町長。
- 町長（若狹町長） 6番、佐齋議員のご質問にお答えをいたします。
1点目の医療対策についての人工透析患者の対応について、災害などによりライフラインが遮断された場合、人工透析医療は、どのように講じられるのかについてですが、町立病院における透析治療につきましては、昭和56年に4台の透析装置を新規導

入し、現在まで更新と増設を計画的に進め、今年度においても8台の装置の更新を終えて、透析患者が安心して治療を受けていただけるよう最新の設備整備に努めているところであります。

現在では、透析専用のベッド16床を保有し、月曜日から土曜日までの毎日とあわせ、週3回の2部透析も実施する充実した体制となり、また、患者数につきましては、本年12月10日現在で、24人となっているところであります。

しかしながら、透析装置を使用しての治療は、精密な医療器械であることから、ふだんのメンテナンスはもちろんです。特にライフラインが遮断された場合には影響を受けることとなりますので、患者への指導とスタッフの対応について日ごろから準備をしておかなければなりません。

まず、町の水道が断水となった場合ですが、当院の受水槽には、ほぼ満水の状態で水が蓄えられておりますので、すぐに水の供給がストップすることはありません。緊急時の場合には、他の部署での水の使用をできるだけ制御し、透析などの生命に危険の及ぶ治療に優先的に供給されるような対応をとることとなります。

しかし、この状態が続くような場合には、水道課や消防署に給水車の出動を要請し、必要となる水の確保を行うこととしているところであります。

また、電気の確保についてですが、災害などにより停電が発生した場合は、院内の発電機が自動的に起動して、院内に電気の供給が継続され、透析室や救急処置室などの主要な治療を行う部屋には、優先的に電気が供給されるため、こちらもすぐに院内に重大な支障を与えることはありません。

しかしながら、災害の規模によっては大きな影響を受けることとなりますので、何よりも状況と情報の把握を急ぎ、行うことと同時に、透析治療中に災害となった場合には治療の中止が必要となります。以前にも佐齋議員からご指摘を受けた経緯もあり、町立病院では、平成18年8月に透析患者用の災害マニュアルを作成し、当院で透析を行っている患者に配布して、日ごろから災害時の対応に備え、携帯いただくようお願いをしているところであります。

マニュアルには、釧根地区の透析医療施設の一覧のほか、情報のページとして、災害時の電気・火災・水道などの問い合わせ先、透析室以外での災害時心得や透析中の災害時心得のほか、服薬情報を保管できるようにもなっており、また、透析の基本となるデータを書き込むなど、患者の災害時に必要とされる情報を掲載して、災害時に備えた内容としているところであります。

万が一、災害が発生し、町立病院で透析が受けられない場合も想定して、患者みずから、または医療施設間で連絡を取り合い、情報を得て、他の医療機関で透析が円滑に受けられるような対応も想定したものとしているところでありますが、今後、なお一層、他の医療機関での取り組みも参考としながら、対応やマニュアルの内容充実に努めてまいりたいと考えているところであります。

続いて、2点目の公園管理における、松葉憩いの広場の利用についてのご質問のうち、まず、どのような形で、年間どのくらい利用されているのかについてであります。松葉憩いの広場は、ご質問者もご存じのとおり、さまざまな経緯・経過を経て、湖南地区商店街の活性化を図るための一つの手法として整備した多目的広場で、平成15年度策定

の厚岸町湖南地区まちづくり事業計画の中で、商店街中央の空き地を活用して、高齢者・子供たちが気軽に立ち寄って憩える広場、テントまつりや盆踊りなどが開催できるイベント広場と、松葉憩いの広場の整備コンセプトが明確に位置づけられています。

平成16年に整備工事を行い、平成17年度から供用開始をしておりますが、平成20年度には拡張工事を行い、現在の広場の状況となっております。

供用開始後の利用状況についてですが、港まつりと夏祭りにあわせた湖南地区中心部露店会場のほか、盆踊りやテント市の開催など、湖南地区商店街の主要なイベント会場として活用されております。

なお、本年度は、集客力の低下などから、テント市の単独開催は見送られ、夏祭りや盆踊りの際に、同時開催という形での実施となったところではありますが、この広場を有効に活用した次年度以降のイベントについての検討を、地域では考えておられるようであります。

また、中心部における安らぎやにぎわいのある憩いの場としての機能を高めるため、地域住民による夏場の花壇整備や冬期間のイルミネーションなど、商店街の明るいイメージづくりの演出を行い、高齢者や児童生徒の日常的利用も行われているところであります。

次に、駐車場の利用はどのようになっているかについてであります。ご質問者の言われる駐車場とは、平成20年度に行った多目的広場の拡張工事で、アスファルト舗装になっている部分を指しておられると思います。

しかし、このアスファルト舗装部分は、商店街利用者などを対象にした公共駐車場ではなく、イベント開催などで資材を運搬する車両の一時駐車スペースとして整備したものであるため、ふだんは施錠して車両が乗り入れできない状況で管理しております。

そのため、一時乗り入れする車両の切り返しによる路盤への影響を考慮したアスファルト舗装の部分とダスト舗装との境界部には、段差を設けたり、さくを設置したりとする安全対策なども施しておりません。

なお、松葉憩いの広場の整備に当たり、厚岸町商店会や周辺住民、さらには湖南地区まちづくり協議会の方々とも駐車場の必要性について協議させていただきましたが、商店街利用者の実態や松葉通りの枝線における交通規制の現状、限られた整備スペースなどから、必要最小限での整備を望む声が多く、地域住民の意向を反映した中、現在の松葉憩いの広場があることをご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 6番、佐齋議員。

●佐齋議員 まず、1点目の医療対策についてでございますが、ついでにお願いしてありましたこのマニュアルのこのような届けてありました。ありがとうございました。

本来は、こういうものだと思うのだけれども、私もこういうものを持っておりますけれども、やっぱり一番患者さんは、このふだん透析をやったりしなければならないのだけれども、災害あった場合に、前にもたしか特別事業あったのだけれども、道路も遮断、病院もだめ、水道もだめ、電気もだめ、道路も遮断されちゃって透析ができなくなっ

たというふうな場合、大体1週間に透析は3回ですから、それで足がなくなったということでもって、患者さん同士でもってヘリコプターを頼んで近隣病院にお願いして透析をしたと。1日おきですから、毎度そのようなことに経費をかけるのに大変なことになるのですよね。あとは行政のお力をいただけなければ、それは大変なことだと思うんです。

それと、ある程度町立病院あたりの水道、電気は余分にされているということでございますが、これは1日4時間やると大体、透析の水というのは水道の水は使えません。不純物が入っていますから。その透析の水を作るのに、大体一人200から300リッターの水が必要だということだそうでございます。それと電気は、ヘヤードライヤーを4時間つけっ放しぐらいの電気が必要だということなんですね。これが例えば15台であれば、それが全部フル活動させなければならぬと。それから終わったあとに、またそれをその日洗浄させてきれいに洗うというふうな工程があるわけですね。

それと、あとは透析中に地震があった場合、ある程度、今は建物は崩れるということはないですから、このマニュアルに書いてありますけれども、静かに落ち着くまで、動かないで待つということで、一番問題は火災なので。火災が起きた場合その結局ある程度スタッフもある程度限られてますから、1人ずつ針を抜くことができないんですね。だから、たしか離脱をしなければなりませんけれども、その辺の離脱の訓練なんかはどのような訓練をされておりますか、お知らせいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） まず、マニュアルのこういう形ということで議員の方もお示しいただきましたが、今回の資料として提出するに当たりまして、実はこれクリアファイルと言われるポケットのついておりますノート型になったものに差し込むような状態で、本来なっております。それを今回は、数がちょっと用意できませんでしたので、印刷した形だけでお示しをさせていただいて、実際の形がイメージできる形で提出させていただきました。議員おっしゃるような形と全く同じ内容でございます。大きな災害となって道路やなんかが遮断される、あるいは施設も影響を受けるといった場合につきましては、当然治療が困難になりますので、その場合につきましては、透析患者に限らず入院患者も含めた対応ということになります。透析患者につきましては、こういったマニュアルを参照して、その状況を判断しながら対応することになりますが、もしや大きな災害を受けたという場合につきましては、そういう時点では、平成15年に災害等医療対策マニュアルというものが別につくっております。これは透析患者のみならず医療全体の対応ということになってます。そういった場合には、町の災害対策の訓練も含めて全体的な対応とならざるを得ないと、町立病院だけの対応で輸送をするというのは、なかなか困難であろうというふうに思います。そういった対策につきましても、町の防災対策計画、こちらのほうにも大まかな内容が記載されておりますが、北海道やその他日赤病院ですとか、北海道を含めて、近隣市町村の支援を受けながら輸送するという形にならざるを得ないのではないかとこのように考えるところであります。

それから、水道であります。水道が遮断されて給水がストップするというような事態になった場合ですが、最初の町長からのご答弁でも申し上げておりますが、町立病院の場合、貯水槽に35トンの水が用意されております。大体ほぼ満水になっておまして、1部の透析、

これにつきましては、約7トンが必要とします。2部を含めた場合は1日14トンということですので、今いる患者さんを2日連続して透析治療を行ったとしても、大体35トンの中で何とか2日間はおさまるといことでありますが、その後の対応につきましては、災害の状況にもよりますが、町の給水車、それから消防の給水車含め、注水をしていただいて、その後の治療が継続できるのかということもありますが、一応タンクの貯水量については、そういう状況になっておまして、満水の状態で2日はいけるという状況にあります。

それから、電気ですが、これにつきましても、発電機の用意がありまして、その発電機、うちのボイラーの給油と同じ油を使ってまして、下からタンクから供給されるということですので、一度発電し始めますと、油がなくなる限りは続けられるということですので、お水とあわせまして2日程度、3日程度の透析は可能なのかなというふうに考えられております。

それから、必要となるその離脱の方法ですけれども、ふだんからもちろん離脱の方法としてベルトですとか、それから鉗子を使って災害時には、その災害の状況を確認しながら離脱するのか、一時中止、一旦様子を見るのかということも含めまして、普段から看護師のほうでは教育を受けながら進めているところでございます。

それから、火災につきまして、これも透析患者含めて入院患者も含めて、年2回防災火災訓練というのをやっております。どういうふうな避難のルートがあるのかということ、その都度確認しながら対応して、看護師全体、夜間も含めてやっているというふうに、訓練を実施した中で対応していると、そういう状況にあります。

●議長（南谷議員） 6番、佐齋議員。

●佐齋議員 このマニュアルなんですけど、ここにありますが、これは詳しく、私の場合これ救急方からと薬なんかも全部写真撮ってあるのです。どこへ行っても、機械の操作全部これ写真になっている。だからどこに持っていっても、どこの病院にでも持っていくと、こういう薬を飲んでます、それから血を濾す場合ですね、これはライザーというのですか、これは個々によって全部違うのですね。だから、これあるとどこにいても、病院に行っても見せることによって全部こういう薬を飲んでます、こういう処置してますよと、針の指すのも、指す角度もこれが角度ですよというふうな、個々に違いますから、そういう意味で、全部これ詳しく出ているです。できれば、こういうのをつくと患者さんも安心して、よそに行つて、今、透析なんかも海外行つてもできるようになってますし、それは大分緩和されてきております。

それから、避難する場合、場所ですけれども、ああいう場合の避難場所もきちっとこれは、どどこに災害があった場合には透析患者ばかりでなく、ほかの患者さんもいますけれども、避難場所はここですよというふうなことは指示されているわけですね。

それで、停電になった場合には、もう結局電気もポンプも、せっかく水を蓄えていてもポンプが使えません、普通は発電機使うのですけれども。昔は血が固まりますから、患者さんが起きて手回しでもって機械を押してくれましたというふうなことも聞いてます。今は全部機械でやって、自動的に、停電した場合には、そういうふうな自動的に発電機にかわるような機械になってきてますけれども、それとさっきも言いましたが、一番災害で何日もできな

い場合、やっぱりそれは4、5時間かかるわけですよ。やはり安心して近隣病院等で連絡をとりながら透析できるというふうなことで、ぜひ患者さんが安心してできるように考慮していただきたいということでございますが、その辺もう一度。

●議長（南谷議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 今、ダイアライザーですとか、薬の種類ですとか、書き込まれる内容があったほうがいいと、できれば写真付きでということで、私どもこのマニュアルにつきましては、これで完成ということでは思っておりません。なおまた、さまざまな情報をいただきながら、もっと工夫していけるところは工夫していきたいなど、このように考えております。

それから、その手動で回してとか、いろいろお話ありましたけれども、場合によっては、そういうことも町立病院でもやる必要もあると、全く緊急のときですね、電気が使えないといったときは、そういうことは行わざるを得ない状況になるであろうというふうには日ごろから検討をしておりますし、そういう対応が今、実際あると、場合によってはあるということでございます。

それから、安心して次に透析を行える施設ということではありますが、ネットワークというものが、透析患者の病院同士のネットワークができております。旅行をする場合でも事前に連絡をいただいて、こういう状況の方なのだということをいただきながら、隨時できるような形で、常に医療機関との連絡をとっておりますし、そういったネットワークを利用した中で緊急時にはやはり情報の把握とともに、どこでどういった受け入れが可能なのか、それは適時やっていかなければなりません、それは災害の状況にもよるといところでございますが、普段から院内でもそういった訓練は行って、これからもいきたいと、そんなふうにご考えております。

また、いろいろな情報の推進に努めると、このマニュアルももっと充実したマニュアルにするような、そういった対策も考えていきたいと考えております。

避難場所ということですが、透析患者も含めて、入院患者も含めて、どういった災害なのか、火災なのか、火災の場合はどちら側に東なのか、西側に見えるどこの通路を使うかということも、普段から防災・火災訓練の中でその都度状況を押さえながら、訓練をしているところでございます。

●議長（南谷議員） 6番、佐齋議員。

●佐齋議員 わかりました。

したら、2番目の公園管理についてですが、松葉憩いと、今あれですね、これ前に何軒かのお店屋さんでもって、展示室みたくやられてましたよね。それが何かやりたい人が少なくなったということでもって、単独では難しいということで、これを要するに盆踊りやなんかのそういう行事にあわせてやっているというところでございますけれども、今後またその商店だけでもってあそこへ移動して、そういう売り出しをやるというふうなことは考えは出ますか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをいたします。

先ほどの町長の答弁の中でもございましたけれども、この施設につきましては、16年に整備を始まって、17年から供用を開始している施設でございます。この工事をするに当たって厚岸町湖南地区まちづくり事業計画というものを立てて、整備に入ったわけでございます。

この計画をつくる際にも地域の商店会、あるいは周辺の町民皆さん、それと松葉町まちづくり協議会、あるいは町民こそって町づくりについて話し合おうということで、最初にDOOという組織も設立をしながら、そういった中で、いろいろ議論を重ねてきて、松葉町のこういった疲弊した商店街をどうやって活性化していこうという議論を重ねて、こういった計画をまとめました。その中で、できることから、地域の方々もやっていきたいと思いますということで、さまざまな検討がなされた中の一つ中心的な部分で検討し、そういうものの、その当時はテント祭りという言われ方をしたんですが、そういったものもぜひ行っていきたいということで、17年からの供用開始以来ずっと続けてこられたと。ただ、初めの部分は町民の方々もいろいろきていただいた部分もあったようでございますが、単独でこのような形の回を重ねていくと、どうしても魅力づけが乏しかったのかもしれないけれども、集客が思ったよりいかないという部分では、テント市に出店していただける方々の登録も、どんどんどんどん先細りになってきているという部分もあったということでございます。

そういった中で、こういったイベントをこれからも続いてやるという部分では、主役となっていた商店会等々でもいろいろ検討した中で、今年度についてはテント市の単独開催については見合わせをさせていただいて、夏祭りであるだとか、盆踊りであるだとかというところに開催をあわせて、これまで以上にぎわいのあるイベントにしていきたいということで、ことしについてはそういったことを行うと。

ただ、地域の方としましても、こういったことがよろしいのかという部分では、まだまだ地域のイベントとしては不足しているという認識はあるようでございます。そういった意味では、町長の1回目の答弁でもありましたけれども、地域の皆さんにおいては、こういった形で松葉町憩いの広場をイベント広場として活用して、にぎわいを創出させていくのがいいのかということについては、それも検討させていただきたいという意向だけは、こちらの方にも示されているということでございます。

●議長（南谷議員） 6番、佐齋議員。

●佐齋議員 せっかく行政の方でそういうことで、商店街活性化のためにこういう駐車場をつくるということがございますね。そうすると、今の場合であれば、例えば港まつり、あるいは盆踊りだけしか使われてないと。それであった場合費用対効果というのですか、考えた場合、物すごく高いものなのですね。もう少し、商店あたりも甘えがあって、つくるときはつくってくれと言って、いざやると、いや客が来ないからいいわというようなことでなくて、これやっぱりみんな税金使うのですから、その辺を商店の人たちもきちっと意見を持って、我々も一生懸命やるんだということやっていただければ、せっかくのお金を使っても意味

がないと。あとの365日で、2日か3日しか使わないで、あとはもう遊ばせているということになっちゃいますから、それやっぱり行政のほうからもう少し強く商店街の方にも働きかけて、そういう声があるよということも、一つよろしく言っていただきたいと思います。

それから、隣の駐車場を私もあそこを通るのですけれども、立派なステンレスの杭立てて、立派なチェーンありますね。だから、よく通っていて、町民広場とって町民の広場でありながら、何であそこに鎖をかけて、車が止まれないようにしているのかなという疑問があったものですから、いろいろ聞きますと、イベントの。だから、イベントだけであれば、それ2日か3日しか使わないのですから、それと、あれだってステンレスのかなり立派な金額だと思えるのですよ。それであれば本当に今のプラスチックのチェーンであれば、せいぜいメーター5、6百円で支度できるのでしょうかね。その辺のちょっと計算をしてもらわないと。大した使わないのに、このステンレスの立派な杭かけて、ステンチェーン立派にかけて、あれだってかなり金額だと思えるのですよ。その辺ちょっと経費の使い方。

それと、憩いの広場は町民の広場ですから、あと舗装の仕方も薄いかわかりませんが、ある程度町民に開放された中の駐車場として位置づけしていただかなければ、一部のためにあれだけの鎖しちゃうのなら、だれのための広場なんだという声が聞こえるわけですね。

それと、広場に例えば車でもって子供を連れていったと、その場合でも車とまるところはないですね、道路しかないですから。その辺の利用ができるような形でもって今後進んでいただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えいたします。

私、1点目の答弁の中で、テント市の状況のことを言われたものですから、それに限って答弁をさせていただいたものであります。

ただ、松葉憩いの広場の利用の方法としては、テント市のほかにも言われたような出店申されて、お祭りの露店、あるいは盆踊りでの利用、あるいはその際の露店という場所でも使われておりますし、あそこの部分については夏場については、花壇を利用して地域の方々が花植えをして、そういった部分では、花があるまちづくり推進委員会のほうからも、花苗の提供ありますけれども、それだけでは花壇を自分たちが望むようなまでの整備ができないという部分では、まちづくり推進協議会の方で、独自で13万円から15万円程度というふうにもお聞きをしておりますが、独自で苗を購入をして、そして労力奉仕、あるいは草取り、水まき等々を行いながら、空いた商店街の中での憩いの空間をつくっていると。さらに、今は冬期間においてはイルミネーションということで装飾をしながら、毎年少しずつでもそういったグレードアップを図りながら、イルミネーションによるそういったにぎわいというか、そういった部分を演出するために、それぞれ努力はしていることはご質問者もご承知のことかと思えます。

そういった中で、そもそもこの憩いの広場の事業をする目的というのは、松葉町に出てきた空き地を活用しながら、高齢者、子供さん、こういった方々が気軽に立ち寄れる場所、そしてテント市であるとか、盆踊りが開催できるようなイベント広場という意味合いでつくったという意味では、そういった意味においては、初期の目的は今の段階でも果たしていただ

いているのかなというふうに思っています。

ただ、質問者も言われたように、そういったイベントの部分については、結構多額な整備においては6,000万円程度の事業費を投下するという部分でございます。そういった部分で、日数的にどうなのだという部分では、言われるとおりでと思います。そういったことは地域の方々も十分承知している上で、このままではだめだろうということで、次年度以降のそういった活用について検討をさせていただきたいと、今の状況がいいというふうには地域は思っていないという部分では、私どももできることは中に入りながら、そういった有効な活用についてさらに検討を進めていきたいなというふうには思っております。

それと、駐車場の部分でございます。駐車場の部分につきましては、先ほども町長のご答弁ありましたが、これ整備をするに当たって、駐車場の必要性について行政の方としては必要ではないかというような投げかけもさせていただいて、地域の方々といろいろ議論をさせていただきました。

そういった部分では、地域の方々には厳しい町財政ということも十分承知してると。それと整備できる面積というのも限られている面積だと。さらに、松葉町通りについては、駐車場禁止の区間になっているという部分があって、ただ、枝線の部分の状況、それと商店街に実際の利用している方々の車で状況、それと周辺町民からの苦情等々を加味すると、あえて町にこの限られたスペースの中で駐車場をとすることは望まないということで、ただ、イベントをいろいろこれから考えて行っていく際には、資材の搬入が出てくるという部分では、それが車を乗り入れできるような状況をつくっていただきたいというところです。ただ、車が入って資材運搬となると、普通の一般的な乗用車ではなくて大きなトラック等々も考えられます。そうすると、ダスト舗装と言われる採石の細かい土で押し固めたような状況で、その中で車を切り返し、あるいは天候の悪いときもありますから、そういったことをしちゃうと路盤を傷めるという部分では、最低限のその部分をアスファルト舗装が町としては必要であろうという認識のもとで、地元の方々との協議をさせていただいて、整備をしたということとです。

ただ、その際の車の駐車するためのアスファルト舗装をしたということで、6台ほどの区画線も設けてございます。そういったことからすると、そういった経過を承知してない一般の方々については、いや、駐車場という形で整備されているのに、何であそこを施錠してということもあろうかと思いますが、そういう地域の方々との協議の中で、そういった整備をさせていただいたと。そういった意味では、あそこ全体が多目的広場という形で使えるように、アスファルト部分とダスト舗装部分の境目の部分には段差を設けていない。あるいは、車の区画線を用いても、それから後ろに行かないような車どめも設けています。そして、準備が終われば、車が全部退いて、あそこ一帯を多目的な広場として使えるようということで、フラットな状態にしておく。そういった部分からすると、あの広場の中で遊んでいる子供さん、あるいは高齢者の方がいたときに、そういう車が何らかの形で乗り入れたりして危険なことも考えられるわけですが、そういった安全対策を施さないような形での整備ということで、そういった経緯を踏まえて、そういう整備をさせていただいているという部分では、今、ご質問者言われる意図もわかるわけですが、そういった一般の方も乗り入れさせて駐車場に使うという状況には、今のところなっていないと。

また、そういう安全対策を施せば、今のある多目的に使える面積が、また少なくなるとい

う部分では、地域としては現状の多目的広場として使える現状を生かしていただきたいという意向で、今進めているということでございます。

●議長（南谷議員） 6番、佐齋議員。

●佐齋議員 確かに、課長の言うことはわかります。ただ、せっかくなつくたものですから、やっぱり商店の人たちも、松葉町の人たちも行政におんぶに抱っこばかりでは、やっぱり自分たちがせっかくお願いしたのですから、積極的に生かすようにしていくということで、何か聞くと、行政のほうが一生懸命やってやっているけれども、向こうのほうがその辺が、笛吹けど踊らずということで、余りありがたみがないような感じするものですから、その辺きちっとお話をして、せっかくなつくたものですから、よかったなと思われるような施設にしていきたいと思います。

それと、駐車場のことはわかりました。ただ、一般の人は、それわかりませんから、その辺わかるように、例えば看板などを立てたりなんかして、これはこういうふうに使いますよと、これの使い道は違いますよというようなことでやらないと。ただ、さっき課長言ったように、通ったときに立派な鎖でチェーンしているわけです。何だと、町民の広場で駐車場も使えないようなことは、何のためにこれつくったんだということを誤解されますから、その辺きちっと町民に徹底するような形でもって、やっていただければいいんじゃないかと思うのですけれども、その辺もう一度。

●議長（南谷議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをいたします。

まず、一つ目の地域の方々、どうも行政頼みの感が強いのではないかというご質問もありましたが、ご質問者もご承知のとおり、あそこの公園については、商店会、自治会、周辺町民の方々も抱えた松葉まちづくり協議会という組織がなされてございます。そこが業務の一部委託を受けて管理していただいていると。これは無償という中で行っていただいております。そういったさまざまな管理部分も、町からの財源を求めないで自分たちが求めたという部分では、町からはあそこの光熱水費と、それと水道と電気料、基本的にはその部分は町が負担するわけでございますが、それ以外の部分については維持管理経費、先ほど言った草刈りから周辺のごみ掃除から等々、全部向こうの方で無料でやっていただいているということです。

また、先ほど来も言っているとおり、独自で税財源の捻出をしながらイルミネーションの資材購入したり、花台を購入したりという部分では、地域の方々もできる中でやっていただけるといふふうには、行政としては思っております。ただ、先ほどの繰り返しになりますが、そういったイベント広場としての活用方法については、地域の方としても、これからまだまだ検討していきたいということでございますので、その点ご理解のほどをお願いいたします。

それと駐車場の部分、町の趣旨はわかったけれども、その趣旨がどうも町民の方々に伝わっていないようだ、そういった部分では何らかの方法で、利用される方が利用しようと思う方が来たときに、わかるような手だてが必要ではないかということかと思っております。ただ、ど

うしても、そういった人の通りは少ないわけですが、湖南地区でいえばメイン通りであります。そういった部分で改良した中で、そういった車どめの最低限のそういったステンレスでの部分を見ながら、景観に配慮した整備をしているという部分では、安易な看板というのもまたどうかという部分もあります。ただ、公園の前に掲示板があります。そういった掲示板を活用するなどしながら、ちょっとその部分についてはまちづくり協議会の方とも協議させていただいて、検討させていただきたいと思います。

(「いいです」の声あり)

●議長（南谷議員） 以上で、6番、佐齋議員の一般質問を終わります。

次に、10番、谷口議員の一般質問を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました3点についてお伺いをいたします。

まず、初めに、健康保険についてであります。

一つ目は、厚岸町においてもサラリーマン等給与所得者以外の多くの町民が加入しているのが、国民健康保険であります。この制度、目的について説明をお願いいたします。

二つ目は、国民健康保険税21年度の収納状況と今年度の収納状況は、過去数年としてどうなのか、滞納世帯の状況把握はどのようになっているのか、滞納世帯の資格証明書、短期保険証の交付状況について説明をお願いいたします。

三つ目は、国民健康保険税の減免制度についてであります。滞納、未収の原因を調査し、その上で減免制度の活用が図られるようにすべきと考えますが、現在、厚岸町の減免制度はどのようになっているのか、今後、この制度の維持・改善についての見解をお伺いいたします。

次に、介護保険についてお伺いをいたします。

一つは、現在の第1号被保険者数と、要介護認定状況がどのようになっているのか。

二つ目は、その上で、要介護認定者の介護サービスの利用状況について、ア、施設サービス、イ、在宅サービス、ウ、福祉用具の貸与・購入、住宅改修などについて説明をお願いいたします。

三つ目は、在宅の要介護者の世話をしている家族が、急な用事ができた場合、介護施設などを利用できる体制ができているのか、お伺いをいたします。

最後に、自然の番人宣言についてお伺いいたします。

平成18年4月に、近隣市町村と自然の番人宣言を宣言いたしました。現在までの取り組みとその効果について、検証されているかお伺いをいたしまして、私の1回目の質問といたします。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番谷口議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の国民健康保険について、初めに、国民健康保険の制度、目的について説明をさせていただきます。国民健康保険制度は、昭和13年の国民健康保険法の制定に始まり、医療費負担が加重になっている状況を打開し、医療の普及、生活の安定に資するため、市町村などを単位として、任意の自治的な国保組合を組織しスタートしましたが、その後、不況などにより事業を休廃止する組合が続出し、制度の存続が危ぶまれる状況となったことから、昭和23年に制度の抜本的な改正が行われ、運営主体を任意の国保組合から市町村公営の体制に切り替え、昭和34年1月に施行された改正法におきましては、その目的を、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康の向上に寄与することとし、被保険者の疾病、負傷、出産または死亡に関して必要な保険給付を行うものとなっております。また、この改正により国民皆保険を旨とする新しい国保制度となっております。

次に、国民健康保険税21年度収納状況と今年度の11月末までの収納状況は、過去数年と比較してどうなっているのか、滞納世帯の状況把握はどのようになっているのか、資格証明書、短期保険証の交付状況はどのようになっているのかについてであります。

まず、収納状況についてであります。21年度の収納率を20年度と比較いたしますと、現年分で0.36ポイントの増、滞納繰越分で3.56ポイントの減、合計で1.15ポイントの減、17年度と比較いたしますと、現年度分で0.46ポイントの増、滞納繰越分で2.42ポイントの増、合計で7.45ポイントの減となっております。

次に、11月末の収納率であります。22年度と21年度を比較いたしますと、現年度分で1.04ポイントの増、滞納繰越分で2.01ポイントの減、合計で0.02ポイントの減、後期高齢者医療制度が施行されました20年度と比較いたしますと、現年度分で0.28ポイントの増、滞納繰越分で3.51ポイントの減、合計で1.28ポイントの減となっております。さらに5年前の17年度と比較いたしますと、現年度分で4.39ポイントの増、滞納繰越分で1.12ポイントの減、合計で1.27ポイントの減となっております。

決算及び11月末のいずれの収納率も、滞納繰越分を含めた合計は下がっているものの、現年度分では上がっている傾向となっております。

次に、滞納世帯の状況把握についてであります。保険税滞納者に対しましては、催告書により納税相談の機会を得て納付計画を立てていただきますが、催告による納税相談に応じようとしない滞納者に対しましては、短期保険証の交付予告書の送付により同様の対応を行い、これにも応じないなどの滞納者には、窓口での短期保険証交付の際に、滞納解消に向けた納税相談を行う中で、滞納に至った経緯などの聞き取り、納付能力の見きわめといった滞納者の状況把握に努めているところであります。

また、資格証明書、短期保険証の交付状況についてであります。平成22年度の短期保険証が56世帯132人、資格証明書については1世帯1人となっており、平成19年度以降においては年々減少傾向にあるといえます。

資格証明書、短期保険証の交付はできるだけ少なくしたいわけですが、一方には国保会計の財源不足分に対する公費の投入についての国保以外の納税者から不公平感があり、国民健康保険事業の健全な運営及び被保険者間の税負担の公平性を保つ上で必要なものであり、厚岸町においても、国保税の滞納世帯に対し、短期保険証及び資格証明書の交付をすることによって、納税相談の機会をつくり滞納解消に努めておりますことをご理解願います。

次に、国民健康保険税の減免制度は、どのようになっているのか。今後、この制度の維持・

改善についての見解を伺いたいとのご質問であります。国民健康保険税の減免等の制度には、所得の低い方に対し保険税の減額を行う制度、非自発的解雇による失業者の急激な所得の減に対する課税の特例制度、災害被災者や生活困窮者に対する減免制度のほか、世帯の一部が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、新たに負担が生じることとなった世帯に対する減額や減免の制度がございます。

また、今後のこの制度の維持・改善についての見解でございますが、国民健康保険制度の減免等の制度については、今後も維持されていくと考えておりますが、今後予定されている高齢者医療制度改革により、後期高齢者医療制度の実施に伴い創設された減免等については、改革に伴い必要となくなるもの以外の、所得の低い方に対し保険税の減額を行う制度、非自発的解雇による失業者の急激な所得の減に対する課税の特例制度、災害や生活困窮者に対する減免におきましては維持されていくものと考えており、その動向や取り扱いについて注視していきたいと考えております。

続いて、2点目の介護保険について、初めに、第1号被保険者の要介護認定状況はどうなっているかについてであります。平成22年11月末の状況では、65歳以上の第1号被保険者は3,107人で、この第1号被保険者のうち、介護認定を受けられている認定者は527人、認定率は16.96%であります。

介護度別の認定者数及び認定者数に占める要介護度の割合については、配付させていただいた資料のとおりでありますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、要介護認定者の介護サービス利用状況は、どのようになっているかについてであります。特別養護老人ホーム・老人保健施設・療養型医療施設などの施設サービス利用は99人、在宅における居宅サービス利用は364人です。在宅における福祉用具貸与・購入、住宅改修についてであります。平成22年度の利用状況で申し上げますと、福祉用具貸与が133件、福祉用具購入が44件、住宅改修が32件の利用であります。

次に、在宅要介護者緊急時の介護施設の利用は、どのようになっているのかについてであります。日常的に介護支援する家族介護者が、親戚の葬儀などで不在になる場合、常時見守りの必要な要介護者の方は、ショートステイの利用も含めた対応が必要になってまいります。介護施設の利用については、以前には、緊急時に利用を希望しても、空きベッドがないため利用できないということもありましたが、心和園は今年度からショートステイが10床増床になったこともあり、入院されている入所者の空きベッドの利用も含め、緊急時利用もスムーズにできているところであります。空きベッドがない状態のときには対応できないわけではありますが、今後におきましても、在宅要介護者の支援計画を担当する居宅支援事業所と連携し、在宅利用者や介護家族の支援に努めてまいります。

続いて、3点目の自然の番人宣言について、平成18年4月に近隣市町村と自然の番人宣言を宣言しましたが、現在までの取り組みと効果は、どのようになっているのかについてであります。自然の番人宣言は、釧路管内全市町村が観光や自然環境の保全に力を入れている中で、ごみの不法投棄やポイ捨てが後を絶たず、観光客などの来訪者を迎えるに当たり苦慮していることなどから、自然環境を守るため統一した行動に取り組み、不法投棄とやポイ捨て防止のための抑止効果を上げようとする趣旨で平成18年4月1日に共同宣言されました。

この宣言に基づく現在までの取り組みは、自然の番人宣言推進委員会事務局を中心に管内共通の活動として、趣旨に賛同する事業所等を認定団体とし登録すること、PRに関する資

材として車両用ステッカー、ポスター、パンフレットなどの配布や、看板の設置、パネル展の開催、北海道警察など関係機関との連携を強化してまいりました。

本町においては、町内の事業所等に啓発物を配布、国道や道道に看板を設置し自然の番人宣言の理解と協力を願い、また住民参加型統一行動として毎年4月下旬には、厚岸町クリーン作戦として多くの町民が各自治会内や湿原、厚岸湖内の清掃活動を、10月には今年度初めての試みでもある、認定団体統一行動日として認定団体が道路清掃作業を行うなど、その活動の効果は年ごとに町内に広がってきております。

今後、釧路圏域の活動と連携を図り、自然環境を守りながら、未来に引き継ぐことを主眼に、より一層取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今、何分から始まりましたか、45分から。今、町長から答弁いただきましたけれども、この国民健康保険制度なんですけれども、この答弁にありますように、憲法25条の生存権の問題に基づいてこの制度がつくられていると思うのですよね。その上で、この1条でその目的を発揮させているのではないかなというふうに私は思うんですけれども、この制度の目的というのは、やはりこの今町長がおっしゃいましたように社会保障、それからこの国民保険の向上というところが大きな目的ではないのかなということで、再確認をしたいのですが、よろしいでしょうか。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） お答えいたします。

国民健康保険法にうたわれております目的においては、明らかに社会保障及び国民健康保険の向上に寄与ということが明文化されてございますので、そのとおりだというふうに考えてございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 そういうもとでこの制度が運営されてきているというように思うんですよね。それで、結果的には国民皆保険ということで、日本国民であればすべての人がこの何らかの保険に加入をしているということになっているというふうに考えます。

そういう中で、残念ながら非常に今厚岸町も大変苦勞されながら国民健康保険の運営をされているということだと私は理解しているんですけれど、しかしながら、そういう中でももろもろの事情がありまして、滞納をせざるを得ない所帯があるというのは、これ現実なんですよね。そういう中で、その人たちも含め、その人たちの家族をどう守っていくのかということも、これは実際の果たさなければならない役割ではないのかなというふうに思うんですけれども、今説明されているように、ここ数年、現年度分をずっと見ていきますと、収納率は前年を上回るような状況が私たちにいただいた資料を見ても、出てきているような気がす

るんですけれども、残念ながら滞納額を含めると前年度を下回ってしまうということで、収納率が非常に厳しい状況にあるなということ、今この保険制度について、厚生労働省、国も、それから北海道も今広域化の動きを見せていますよね。そういう状況に今なってきているということになりますと、この今厚岸町の保険料がもし広域を進めるようなことになっていくとすれば、厚岸町の保険料は全道的に見れば高いのか低いのか、そういうものも十分判断をしなければならないし、町民にも今の厚岸町の状況はこういうところにありますよということを知らしめる必要があると思うんですよね。

それで、厚岸の今国民健康保険の収納率を見ますと、全道の町村平均で見ると若干ちょっと厚岸は低いのかなというふうに思うんですよね。ですけれども、都市部と比較すると、はるかに高いところに今あるというふうに考えるんですよ。それはどういうところから来てるのかということ、やっぱりきちんと分析をしなければならないし、それから1人当たりの調定額が、厚岸町の1人当たりと他の全道的に見た町村の平均の1人当たりの調定額と比較してどうなのかというあたりを、きちんと私たち町民にも知らせていく必要があるのではないのかなというふうに思うんですよね。そのあたりではどういう状況になっているのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 私からは、徴収率の件についてご答弁申し上げたいと思いますけれども、ご質問者言われたとおりの実態にあるというのは事実でございます。全道平均よりも若干低いと。ただ、都市部と私どものような町が徴収率の差がなぜあるのかという部分の分析については、実は承知してございません、残念ながら。ただ、徴収体制だとか、いわゆる国保制度に対する理解度というのですか、それから滞納に至る経過は、都市部とこういった小さい町村とでは差があるというのが徴収率にあらわれているのかなというふうにも、私個人としては思ってますけれども、総体的にどのようにというところまでは至ってはございません。

いずれにいたしましても、公平な税負担ということと、弱者救済という部分をあわせながら、対応をしている実態であるということをご理解願いたいと思います。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 私の方からは、前段のほうでご質問ございました、今後の国保の広域化という問題を抱えておまして、これに伴います保険料の推移、これもやはりご心配なことだと思いますし、私どもも実は今非常に、これからどうなるのかということで不安視しているところでございます。

ただ、今もう既に23年に法案化されようとしています後期高齢者の部分だけで言いますと、都道府県単位で財政運営をするということで答申されるように聞いてございます。ただ、この辺につきましては、全国知事会、その他でまだ納得しておりますので、今後どうなるかはわかりませんが、いずれにいたしましても、広域化は避けられないだろうと。

その中で、そして保険料はどうなっていくのかということでございますが、今現在、具体

的にといいますかある程度見通しが出ているのは、今言った後期高齢者の保険料の部分でございしますが、広域化になりますと、今は後期高齢者の場合は全道一律の率でなっておりますけれども、これが北海道単位で広域化された段階で、今考えられているのは、標準の保険料率というものが定められて、それに見合った町村ごとの額が決定されると。その額に見合った各町村の収納率を勘案した保険料率が各町村に求められてくるというふうなことが、一つ考えられてございますので、そういう意味でいけば、やはりこの収納率の問題も厳しいことになりますし、今現在、手元にある資料でございますと、厚岸町の1人当たりの保険調定額といたしますか、保険料でいきますと、全道別は持ち合わせてございませぬけれども、管内だけで考えますと、やはり高い方に推移してございます。

ただし、先ほど言いました都市部の徴収率が釧路市あたりの部分と比べますと、逆に保険料自体は釧路市のほうが低いという、こういうギャップがございまして、この辺の分析が今税財政課長も言っておりましたけれども、もう少し突き詰めなければわからない状況でもあります。

今後、やはりこのようなことを詳しく調べていく必要があろうかというふうに考えているところです。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 結果的に、この現在厚岸町の滞納状況を見ますと、現年度の滞納分の収納率は、多いときでも16%台ですか。そして、昨年度は12.84ですから、13%近くしか結果的には収納できない状況にあるということですよ。それが結果的には、この資格証明書の発行や短期保険証の発行交付につながってきているというふうに考えるんですよ。それで、結果的に資格証明書、短期保険証は現在、これらの人にはどういう方法で渡しているのか、窓口交付なのか、郵送で交付するのか、例えば子供がいた場合はどういう対応をしているのか、そのあたりについて説明をお願いいたします。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 資格証明書、短期保険証の交付の関係でございしますが、資格証明書をいきなりということではございませぬ。やはり順番的に短期保険証の交付、これは事前にお知らせをします。こういう状況になってございしますので、このままいきますと短期保険証の交付ということになりますので、短期ということの事前通知。

それから、その中で連絡がとれないような状況になりますと、次は短期保険証を交付ということですが、これは窓口に取りにきていただくことになります。というのは、やはりこの目的が納税相談ですとか、生活状況ですとか、伺った中での交付ということになりますし、場合によっては、資格証明書も先にはあるということも含めてお話ししなければなりませんので、当然そのような形になります。

資格証明書を発行する場合は、もうこれはほかの町村はちょっとわかりませぬけれども、少なくとも厚岸町においては何の連絡もない、それからどう考えても理解できないような状況の中で、もうやむを得ないという状況以外は、出すことはありませんので、今のところは

そういう状況で処理してございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今の説明でわかりましたけれども、ただ、そうは言っても、現状はやはり相当厳しい人もいるのではないのかな。それから、この減免制度について、やはりきちんと周知されているのか、あるいは今の減免制度では不十分なところがあるのではないのかなというふうに考えるんですよ。そういうあたりは今後どうしていくのか、今の問題点、せっかく社会保障制度だというふうに制度としてうたわれていながら、実際に滞納に至ってしまって、それを解消するすべがないような状況が続いている人がたくさんいるのではないのかなというふうに思うのですよ。だって十何パーセントしか収納できないわけでしょう。それをずっと毎年毎年繰り越している状況にあるのですよ。それで、この今滞納整理機構があってそこで滞納整理に対する収納業務を行っていて、この釧路根室管内の機構が他の機構と比較して非常に税金の集め方が上手なんだなということがあらわれているのですよね。上川だとか、十勝の方でははるかに収納率が高いのですよ。ですけれど、高いからいいというのではなくて、ここに住めないような状況をつくらないこともやはり大事だと思うのですよね。

今、課長がおっしゃったように非常に相談にきちんと乗ってくれないというような人も、中にはいるかもしれないけれども、やはりきちんと対応しようとしてもできない人もいるのではないのかなと、そのあたりはきちんとアドバイスや町の方もある程度の対応、減免措置等を十分活用しながら、その人たちがそこから抜け出していくような方策をきちんととっていくということが、私は求められているのではないのかなというふうに思うのですよ、そのあたりはどう考えているか。

それと、私は、一番心配なのは、この広域化の問題なのです。今、高齢者医療制度は広域化でやっていますよね。これをさらに今度は年齢下げて広げようというふうになっていて、先ほど課長がおっしゃったように、ここも都道府県単位でやろうというような考えになってきているということで、もう広域連合になって、今議会を持ってやりますけれども、その広域連合の議会が本当にきちんと機能しているのかどうなのかという点では非常に私は疑問に思うところがたくさんあります。聞くところによると、北海道でも2時間少々でその辺を広域連合の予算議会等は終わってしまうというふうに聞いていますし、ひどいところは20分で議会が終わるような組織もあるというようなことを言われています。そうすると、そういうことがいやおうなしで事務方が一方的に起案したものが、ところてん式に通っていくような制度を我々町民、道民に押しつけられたのではかなわないというふうに思うのですけれども、そのあたりが私は非常に心配になるし、それと先ほどから出ているように大都市と町村部の収納率の違い、それから、1人当たりの調定額も若干経費は高いというふうになってますよね。だけれども、道内で見ても町村部だけを見ても、その高いところと低いところでは2.18倍の違いがあるのですよ。

そうすると、これが都市部も入ってくることによって、これがどのぐらいになるかということになると、やはり今収納率の悪いところにやはり今度は合わせていくというこ

とになってくると思うのですよ、高くなると保険税、保険料が。そういうことに結びつけるようなことになっては本当に地域の住民の生活、健康を守っていくというこの国民健康保険制度の本来の趣旨から、ちょっと外れてしまうのではないのかなということで、大変心配するのですが、そのあたり大丈夫なのかどうなのか、お伺いをいたします。

●議長（南谷議員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） まず、減免制度についての周知でございますけれども、これは納付書を発行するときにいろいろな説明書を同封させていただくわけですが、その中にはその減免制度について、こうこうこういうものがございますということで、同封させていただいておりますし、なお、先ほどから申し上げております短期保険証ですとかの相談に見えられた際に、いわゆるその生活状況を聞く中では、やはりこの制度についてもお話、当然させていただくことにもなります。そのような中でやりますし、今現在のところ、先ほど言いましたように、資格証明書に至るのが1人ということで、連絡とれない方だということの中では、この減免制度の中で、それから最終的には生活が維持できないという場合は扶助制度のほうにも移行していただくような手続もあり得るだろうというふうに考えてますから、今現在の中で、新たな減免ということについて考えておりません。

それから、全道ベースになった場合の制度の関係でございますけれども、広域連合の議会としては、そのようなことだというふうには聞いてございますけれども、今回、後期高齢者の医療制度の移行につきましては、これは広域連合ということではなくて、うちでいえば北海道が財政運営をするというふうな方向性でございます。

ただ、これも定かではございませんけれども、この運用に関しましては、広域連合へ逆に委託とか、そういった場合もなんか考えられるようなことも、今のところ議論の中には上がっているようでございますが、今の段階では都道府県がいわゆる財政運営をするということでございます。

それと、大都市と町村別の差ということになって、保険料がどうなるかという見通しのご心配でございますが、まさに私どももそれは心配してございますが、ただ、今の情報の中では確定的といえますか、ある程度の見通しすら今のところつかないというふうな状況でございます。ただ、前例を見ますと、後期高齢者医療制度始まった時点でいく、その保険料自体を考えますと、やはり老人保健制度のときよりは総体でいえば下がったのだろうというふうには考えてございますが、これが逆に国保に戻ってくるときに、今度私どもが各世帯主にその分も賦課するわけでございますけれども、そのときは、逆に上がるのではないかと、もとに戻ってくると上がるのではないかとという心配を今しておりますから、新しい制度ができる段階では、やはり十分にその辺のところは考慮されるのだろうとは思いますが、これは希望的観測に過ぎませんので、実際にはどうなるかということは、今の現状の状況といえますか資料の中では、情報の中ではつかみ切れていないというのが実態でございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 非常に生活が大変な世帯に、そういう方々にはこの制度の減免の活用はもちろん

ですけれども、あらゆる制度を活用できる方向にやはり持って行って、その人たちがそこから抜け出せるような方策をやはり考えていくというのが本来の行政の果たす役割ではないのかなということをお願いしたいというふうに思います。そういうことで、この問題を終わりにして、次に、介護保険について若干お伺いいたします。

介護保険については、資料をいただきましたように、認定者が17%近くの方がいるというふうな中で、活用状況等についても説明をいただきましたので、最後のこの在宅の要介護者の緊急時の施設利用について、少しお伺いしたいんですよ。なるべく家庭介護というふうなことを強く叫ばれていますよね。できれば自宅でというふうなことをずっと言われてきて、結果的にはそういうことで頑張っているお年寄り、あるいは家族、そういう人たちが頑張っても限界もあるわけですよ。そういう中で、必死に在宅介護を続けているという家庭が結構あると思うのですよね、今の状況からすると。今の町長の説明の中にもそういう内容ではなかったのかなと思います。

その在宅のサービス利用が364人いると、そして、その中には町のショートステイや、あるいは民間のデイケアサービス等を利用しているというふうに思うのですけれども、そういう中で、やはり家族の方々が緊急時にそのお年寄りの人たちを、前もってある程度見通しが立つ中でショートステイや、あるいは療養病床ですか、そういうのを利用するということができるうちはいいんですよ。ところが、その家族の中で1対1で見守りをしていたり、あるいは若い人たちがお年寄りを面倒見ているという場合に、緊急にどうしてもそれができないというときに、その施設を利用するというのをやはりできるような体制をつくっていただきたいなど。今説明で、ショートステイが10床ふえたということで、ある程度の余裕も出てきているというような説明でありましたけれども、ですけれども、これもある程度見通しのできる段階では、それができると思うのですけれども、緊急時にお願いをしようとしたときには、それを受け入れてもらえないということでは困ると思うのです。そういう場合は、どうしたらいいのかということですよ。1人ではおいておけないお年寄りをおいて出かけるわけにはいかないわけですよ。そういう場合にどういう手だてがとれるのか、ちょっと説明をお願いいたします。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

その辺に限った利用状況については、市外の施設の担当のほうからのお話になると思いますが、ご質問ありました在宅で頑張っていられる方の通常の課題という意味で申し上げます。

1回目の町長の答弁の中でも申し上げさせていただいたんですが、緊急に明日から不在になるというような場合の施設の利用ということについては、説明させていただいたり、居宅の支援事業所、ケアマネジャーでございますが、こちらのほうから緊急のケアプランがつくられて、施設入所での利用されるということになってまいります。現実的には手続が終わらないと利用できないかということ、そうではなくて、利用申請等の手続は後になるということも通常あるようでございます。そういう意味では居宅支援の事業所、それから施設側の対応というのは、利用者側に沿った希望の中で行われているのかなというふうに思い

ます。

後段の言われました満杯になって、そういう場合にどうするんだと、今時点ではいいけれども、そういうことも心配しなければいけないのではないかというお話でございますが、これは施設を利用するということでの例外的に、1日程度であれば定員を若干1名超えても、これはできないということではないんだらうというふうに思いますが、表に出せる状態ではないという意味では、緊急対応の例外的にケースということでは、そういったことも可能かなというふうに思いますが、恒常的に2名、3名定員を超えて、そういった利用をできるかということになりますと、これはベッドが空いてないといけないという現実の問題がありますので、そこはそういうことのないように、ご希望があっても利用のできないという現実が出てまいります。

私ども実際のショートステイの利用されている方の実態を言いますと、心和園だけではなくて、浜中町の施設も日常的には計画的なプランの中で利用をされております。そういう意味では、両方の施設も検討した中でのプランづくりというものを事業所のほうとも、私ども通常の中ではプランづくりに利用させていただいているということでございますので、ベッドがあいてないのに利用させてくれやということについては、そうさせていただきますということについては、ちょっとならないということについてはご理解をいただきたいと思いません。

●議長（南谷議員） 特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長（桂川施設長） 市街におきますショートステイの現状につきましては、答弁書なり、今課長からお話ありましたが、実際のところ、平成21年には7件ぐらいはお断りしたケースはございますが、増床になって4月以降につきましては、10件ぐらいの緊急的な申し込みがありましたけれども、すべて受け入れられている状況ではあります。ただ、今年になりまして、9月以降になりまして、実際のところ20名が一応満床なんですけれども、そして、空きベッドを使うという中で、20名を超えている日もふえてきました。そういう意味では、今後間違いなく使えるのかと、100%使えるのかと言われますと、ちょっとそのあたりは不安なところもありますが、現状では何とかその中ではやっていけると。そして緊急でするので、契約についてもされてない方でも、来た場合については後日契約するという形で受け入れている状況にあります。

（「はい、わかりました」の声あり）

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 急なショートステイ等の利用についてはやはりもう少し、きっと今増床したばかりだから、ある意味余裕があるというふうに思いますけれども、これが定着してきたら、必ずそれも、一定の利用状況になってくるのではないのかなというふうに思うんですよね。これ要介護の認定者が必ずこれ増えていくわけでしょう。そして、施設については、今こういう状況なものですから、あちこちで増床等が行われていますけれども、それだって限界があ

るわけですね、厚岸もやりますけれども。それが落ち着いた段階では、やはり結果的に非常に利用が窮屈になるということになっては困るんですけども、そのあたりについてはやっぱり万全を期す体制にさせていただきたいなど。そして、だめな場合は、町立病院なんかはできないのかどうなのか、そういうことも含めて対応をしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 再度のご質問でございますが、介護保険の利用者の皆さんの要望を受ける側の立場としましては、質問者おっしゃられるように、緊急に外出の用事があるという事情についてはよくわかるんでありますが、むしろ、そうした事情よりは家族介護者の方が健康を害されて要介護者の介護ができないといったケースのほうが、むしろ緊急の課題になるのかなというふうに思っております。それと比較をさせていただきますと、実は、親戚のお身内の方の葬儀に出席をしたいというケースの場合も、もしそういった入所施設なり、緊急の入院措置なりが利用できない場合には、そちらに出席をできないということも含めて、現実的には出てくるのかなというふうに思っておりますが、おっしゃられるように、全体の支援のあり方、プランのあり方として緊急対応については、関係部署と連携をさせて今後も対応していきたいというふうに思っていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 最後なんですけれども、この自然の番人宣言のことなんですけど、私、自然の番人宣言についてちょっとホームページで見てみたんですけども、総合振興局のホームページには自然の番人宣言、釧路市長から厚岸町長も含めて各自治体の長も連ねて載っているわけですね。それで、厚岸町のホームページ見て、自然の番人宣言ってどこから出てくるかなと思ってやってみたんですけども、なくて、サイト内検索をかけてみたんですけども、自然の番人宣言についてのホームページは見つかりませんでしたということで、せっかく宣言していながら、全然厚岸町は何をやろうとしているのかなというのが、何かのあれには出ているのかもしれないんですけども、近年そういうあれをしているのかどうか。

それで、私、このごろ国道走ってすごい汚いなって思っていたんですよ。何でこんなに汚いのかと。それから厚岸町は自然の番人宣言をしているから、厚岸町はきれいなんだろうなというふうに思っていたんですけども、あちこちこんな状況なんですよね、もうごみの山。それで、私ずっと行って、写真撮ろうと思って行ったら、1メートル歩かない間に、次から次とごみがあって、これでは何ぼとっても無駄だなというので、何枚かこうやって写真にしてみたんですけども、前は缶がポイだったんですよ。ところが、今は袋に入れて新聞紙に丸めて、そしてごみになっているんですよ。中にはもう缶から何からもうごちゃごちゃのごみ捨て場と間違っているんです。

それで、この自然の番人宣言の中にポイ捨てはやらないだとか、そういうのを見たら

出ているんですけれども、この厚岸町がこの自然の番人宣言をした以上は、やっぱり連携して、ここに市長のホームページに出ているのだから、逆に不思議なんですけれども、市長の名前は何もないんですよ。それで、そういうことをやった、宣言をした以上は、それなりの対応をしてもらわないと困ると思うのですよ。それについて、今後どうするのか、それから環境教育の充実に取り組みますというふうになっているんですよ。教育委員会のほうではどういう取り組みをしているのか、もう時間ありませんけれども、簡単に説明してください。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 自然の番人宣言のことについては、今ご指摘ありまして、私、まことに残念に思っております。まことに申しわけなく存じます。

それと、宣言すると同時に、行動計画というものも決定をいたしております。それを進めることによって、今ご質問がありました点については解決できるものであると、そのように認識をいたしておりますので、さらに担当課も含めて、その行動計画を実施するように強くこれからも推進をしてみたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 時間が来てますので、簡潔にお願いします。
環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） 自然の番人宣言の関係でございます。
この自然の番人宣言につきましては、現在事務局が管内的な…。

●議長（南谷議員） だれがするんですか。時間が来てますので、簡潔にお願いします。
指導室長。

●指導室長（辻川室長） ただいまのご質問の中の環境教育の関係でございますけれども、庁内に環境教育推進委員会というのもありまして、そこに学校関係者も所属しておりまして、学校では特に中心として学校EMSの取り組み、あるいは環境パネル展で学校で取り組んでいる環境教育の中身の取り組みなりの発表なりだとか、そういうことを取り組んだりしております。

あと総合的な学習の中でも、厚岸町の自然等についての学習をしたりということで、取り組んだりをしている状況でございます。あと町民に対しては、環境の問題にかかわる学習会等の開催をしたり、そういう取り組みをしている状況でございます。

●議長（南谷議員） 以上で、10番、谷口議員の一般質問を終わります。
再開は、午後1時とし、本会議を休憩いたします。

午前11時47分休憩

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第 2、14番、竹田議員の一般質問を行います。
14番、竹田議員。

- 14番（竹田議員） 質問通告書 1、ひとり暮らしの高齢者の見守りについて。
(1) 光ファイバー（ブロードバンド）の利活用についてお聞きします。
アとして、24時間見守りシステムの導入をしてはどうか。イとして、コールセンターの設置をしてはどうか。
以上です。よろしく願いいたします。

- 議長（南谷議員） 町長。

- 町長（若狭町長） 14番、竹田議員のご質問にお答えをいたします。
ひとり暮らしの高齢者の見守りについてのお尋ねについて、光ファイバー、ブロードバンドの利活用により、24時間見守りシステムの導入をしてはどうかのご提案についてですが、この24時間見守りシステムは、民間企業によりいろいろなシステムが開発され、既に、医療・介護施設や一般家庭などでも利用されている事例があり、最近では、総務省の平成21年度 ICT 経済・地域活性化基盤確立事業のプロジェクトの一環として、高齢者のプライバシーを尊重しながら見守ることができるシステムも実証試験を終え、実用段階に入っている事例もあると承知しております。
ご提案の、光ファイバー、ブロードバンドによる24時間見守りシステムの導入につきましては、本年度、繰り越し事業により実施している地域情報通信基盤整備事業いわゆるアイ・シー・ティー事業の補助対象外となるところであり、また、同事業のシステムに連動させることについての可否について、今後、補助事業者であります総務省北海道総合通信局の指導等を仰いでまいりたいと考えております。
次に、コールセンターの設置をしてはどうかのご提案についてですが、コールセンターにつきましては、24時間見守りシステムと同様に、既に設置運用されている自治体の事例もありますが、特定の場所にオペレーターが待機する必要があり、運用にかかわる経費、また設置にかかわる初期投資など、さらに、いわゆるアイ・シー・ティー事業とのシステムへの連動も含め、今後、十分に試算・検討してまいりたいと考えておりますのでご理解願います。
以上でございます。

- 議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

- 14番（竹田議員） 答弁に、検討してまいりたいというお答えがございましたので、検討して欲しいという願いをして、これで終わってしまうわけですがけれども、余りにもいろいろ調べておきましたので、ちょっとだけお話を聞いていただいて、この見守りシステムが

いかにこれから大事なのかなということ認識していただくために、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

本年度の22年の時点で厚岸町は、お調べしていただいたところによりますと、65歳以上が、3,088人、そのうち要支援、要介護の65歳の人が20世帯6.8%、65歳のひとり暮らしが705世帯いるということで、計算すると22.8%、厚岸町もそのうち65歳のひとり暮らしは4人に1人という割合が出てくるのではないかと。また、平成32年の厚岸町の高齢化率でいくと36.8%というふうにも推移がなされておるようにデータを出していただきました。

障害者のひとり暮らしが町内全体で31名、要支援、要介護、ひとり暮らしが209名、全体で240名おるということであります。

徳島県の美馬市というところで、現在高齢化率30%というところで、全国でも多いほうの平均値であります。人口約3万3,000人という小さな市ではありますが、この徳島県の美馬市の取り組みが全国で初めてのこの高齢者の見守りシステムを導入したというふうに調べました。

電話回線などで当然ひとり暮らしを守ろうとする、そういうシステムが導入されていますけれども、急に倒れてしまうとボタンを押すことなく対応ができないまま何日か放置されて、それから発見されるという例が多々あるということで、居間、寝室、玄関等にこの見守りシステムのセンサーを3カ所に設置して、1日間そのセンサーが作動しなければコールセンターに自動的に、行動がないというふうに知らされ、その行動がないということを経営センターから近くのボランティアの方に、何々さん宅にちょっと尋ねていただきたいということで、そのボランティアの方がその自宅に行ってひとり暮らしの安否を確認するといったシステムで、早く確認をするというふうになっているそうでもあります。

警報があった場合、オペレーターはまず、そういう形でボランティア組織とうまく連携をしながらやっているということで、とてもいいシステムだというふうに私は思います。

それから、遠隔健康相談といって、一人一人の体重、血圧、尿等の値などを自動的に掌握し、自動的にグラフ化をし、その上で、体調が優れないときなどは本人がコールセンターへ電話して、健康相談を受けることもできるということで、いち早い健康相談ができるということで、大病を未然に防ぐということも考えられるということですね。

それから、テレビ電話等で、高齢者が保健師さんと会話ができることから、その顔色や様態などを確認できるということで、交通費等をかけてわざわざ病院に行ったり、送迎付きのバスで病院へ行ったりという、そういう手間が省けるということから、高齢者のまた孤独感の解消にもつながるということで、非常に期待されているということも実際にデータとして出ています。

これからも導入費用などのいろいろなことが考えられると思いますけれども、検証をすべきメリット性もデメリット性もあるだろうし、ハイリスクはないのかなということも考えなければいけないと思います。厚岸町としても、これからの見守りシステムに前向きに検討していただくよう、再度お願いをしたいと思います。

また、議員定数3名の減で、年間1,100円ほどの削減ができるようになりました。その上で、お金の使い道は町長理事者が決めるわけですが、私たちの身銭を切ったそういう削減の中で、福祉の方にあてがっていただければ大変にありがたいということも希望しながら、2回目の質問を終わります。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、今日の高齢化時代を迎え、その中でもひとり暮らしの在宅高齢者が多くなる実態、全く厚岸町もそのとおりでございます。そういう意味で地域情報通信基盤整備事業、とりあえず今工事を行っておるわけでありましたが、今ご指摘された課題については、先例地、北海道にはあります。白老町でございます。この地域は高齢化率が現在33%、ひとり暮らしが1,750世帯、もう大変な高齢化率を迎えてお地域であります。

この地域白老町におきましては、民間と共同で開発をしながらそのシステムを行っているということでございますので、厚岸町といたしましても、将来の安心して暮らせる厚岸町をつくるためには必要なものであると、そのように私も理解をいたしておるわけでありましたが、しかしながら財政が伴うわけでありまして。そういう意味において、調査をしながら、今後の課題としてこれからも受けとめて真剣に取り組んでまいりたいと、そういうふうにご理解をいただきたいと存じます。

（「よろしいです」の声あり）

●議長（南谷議員） 以上で、14番、竹田議員の一般質問を終わります。

本定例会に通告ありました9名の一般質問を終わります。

●議長（南谷議員） 日程第3、議案第88号 新たに生じた土地の確認について、議案第89号 町の区域の変更について、以上、2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

副町長。

●副町長（大沼副町長） ただいま上程いただきました議案第88号 新たに生じた土地の確認について及び議案第89号 町の区域の変更について、意見の提案理由をご説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

議案第88号 新たに生じた土地の確認についてでございます。

本件は、国が厚岸地区特定漁港、議場整備計画に基づきまして、若竹第1埠頭の静穏水域を確保するための休憩岸壁の整備を行うに当たり、公有水面埋め立てが必要なことから、農林水産大臣から北海道知事へ埋め立て承認の出願がなされ、公有水面埋立法第3条第1項の規定により、北海道知事から厚岸町長へ意見が求められ、同法第4項の規定に基づきまして、平成18年6月定例会におきまして議会の議決を得て、異議のないことを答申し、休憩岸壁の整備が進められてまいりました。

このたび北海道から竣工認可の通知があり、これに伴い地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地の確認について、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、確認地の所在は、厚岸郡厚岸町若竹3丁目178番に隣接する公有水面埋立地であります。

面積は、3,045.56平方メートル。所有者は国でございます。

議案書の2ページをご覧いただきたいと思います。

位置図でございますが、図面中央、円で囲った箇所でございます。

次の3ページをお開き願います。所在図でございます。厚岸漁港の第1埠頭、先端部からL字型に突き出た太線で示した部分が埋立区域でございます。

次の4ページをお開き願います。求積図でありますが、図面右の若竹3丁目178番に隣接しました①から順次②、③とつなげていきまして④、さらには最初の①まで戻る、この囲まれた塗りつぶしの区域が埋立区域であり、その中でAからA'断面、BからB'断面、CからC'断面を図面の下側に表示断面図として示させていただいております。埋立区域の面積3,045.56平方メートルは、図面左側の求積表に示しており、座標法により計算されたものでございます。

次に、議案第89号 町の区域の変更について、その提案理由をご説明申し上げます。

議案書5ページをお開き願いたいと思います。

変更しようとする町の区域は、ただいま説明をさせていただきました議案第88号で説明を申し上げます。公有水面の埋め立てにより、新たに生じた土地を本町の区域に編入するために町の区域を変更するものであり、変更するに当たりまして、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容は、町の名称は、厚岸郡厚岸町若竹3丁目。変更する町の区域は、編入する公有水面埋立地、厚岸郡厚岸町若竹3丁目178番に隣接する公有水面埋立地、面積は3,045.56平方メートルでございます。

位置図、所在図、求積図、標準断面図はさきの議案第88号でご説明を申し上げたとおりでありますので、説明は省略をさせていただきたいと存じます。

以上、大変簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。議案第88号と議案第89号は関連がございますので、一括して質疑を行います。

13番、室崎議員。

●室崎議員 大した話ではないのですが、ただいまの提案理由説明をお聞きして確認をしておきたいのですが、議案の2ページ、3ページ、4ページに、位置図、所在図、求積図がついておりますが、これに従えばよろしいのですよね。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 議案書の2ページから関連する図面を添付させていただきましたけれども、ただいまご説明を申し上げたとおり、これがこの議案を説明する資料となっております。

●議長（南谷議員） 13番、室崎議員。

●室崎議員 昨日、朝、机の上に、それとは別に似たような位置図、所在図、求積図というのが載っているのですが、これは何なのでしょう。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 大変申しわけございません。部内の手違いがございまして、議案書につづられている内容と同様のものを、全く同様のものがございますので、手違いがありまして配ってしまったということがございますので、ご理解をいただきたいと思います。

（「結構です」の声あり）

●議長（南谷議員） 他に、ございませんか。

14番、竹田議員。

●竹田議員 埋め立てして、この、公有水面の埋め立てに当たっての工事をしなければならなくなった、その経緯と経過を説明していただけますか、目的等の、済みません。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） この埋め立てに関してでありますけれども、この件に関しましては平成18年の6月議会でも同様の説明をしておるといふふうに記憶をしておりますけれども、厚岸地区特定漁港漁場整備計画に基づいて、第3種厚岸漁港の整備が逐次進められてきております。第1埠頭の先端部に静穏域を確保することによって、外来船が非常に、この静穏域がなければ接岸しづらい岸壁であるという要請に基づきまして、漁業協同組合、さらには厚岸町で国にこの整備を要望し、静穏域の確保ということをするために、このL字型になっている箇所を整備させていただいたという内容でございます。

●議長（南谷議員） 14番、竹田議員。

●竹田議員 終わってしまったんですね。この後のこの静穏域を確保するための岸壁というのは埠頭を若竹地域に、またつくるといふ計画は、もうないのでしょうか。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） これは、先ほども説明をさせていただいたとおり、竣工認可に伴ってこの新たな生じた土地の確認、さらには町への編入ということで手続をさせてもらっている議案でございます。この静穏域に関しては、とりあえず、これで終わりと、今の計画の中ではほかに整備をする計画はございません。

（「わかりました」の声あり）

●議長（南谷議員） 他に、ございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ、初めに、議案第88号について、お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
次に、議案第89号について、お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第4、議案第90号 町道路線の廃止について、議案第91号 町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

副町長。

●副町長（大沼副町長） ただいま上程いただきました議案第90号 町道路線の廃止について及び議案第91号 町道路線の認定について、以上2件の提案理由をご説明申し上げます。

議案書6ページをお開きください。

今般、町道を廃止しようとする門静1号線及び門静前浜道路の2路線は、現在、町道認定されておりますが、この2路線を結ぶ道路は道路の形態をなしており、地域住民が生活道路として利用し、長年整備を要望しております。そのため、来年度からの整備及び町道として維持管理を行うべく、既存の2路線を廃止し、新たに門静へき地保育所から、この前浜道路を経由して国道44号へ抜けるルートを1路線として町道に認定し、廃止路線中、新規認定にかかわる部分を認定し直すものでございます。

路線の廃止に当たりましては、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、町道廃止路線として、路線番号365番、路線名、門静1号線、区間として、起点は厚岸町門静2丁目68番地先、終点、厚岸町門静2丁目57番地先。参考といたしまして、延長、304メートル、敷地幅員10.90メートルから14.50メートルでござ

います。

次に、路線番号390番、路線名、門静前浜道路、区間といたしまして、起点、厚岸町門静3丁目118番地先、終点、厚岸町門静3丁目102番地先。参考といたしまして、延長612.70メートル、敷地幅員12メートルから18メートルでございます。

次に、廃止路線の位置であります、議案書7ページをお開き願いたいと思います。

まず、路線番号365番、門静1号線は、起点が国道44号との交点から、終点が厚岸町門静2丁目57番地先まででございます。

次に、路線番号390番、門静前浜道路は、起点が門静へき地保育所から終点が苦多道路との交点、厚岸町門静3丁目102番地先でございます。

続きまして、議案第91号であります、議案書8ページをお開き願いたいと思います。

町道路線の認定につきまして、提案理由をご説明申し上げます

さきの議案第90号町道路線の廃止に伴い、改めて町道路線を認定しようとするものであり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容であります、まず、町道認定路線、路線番号365番、路線名、門静1号線、区間として、起点、厚岸町門静2丁目67番地先、終点、厚岸町門静2丁目57番地先。参考といたしまして、延長195メートル、敷地幅員14.50メートルでございます。

次に、路線番号390番、路線名、門静前浜道路、区間として、起点、厚岸町門静3丁目118番地先、終点、厚岸町門静2丁目68番地先。参考といたしまして、延長1,051.26メートル、敷地幅員7メートルから18メートルでございます。

次に、路線番号393番、路線名、門静前浜2号線、区間として、起点、厚岸町門静3丁目102番地先、終点、厚岸町門静3丁目99番地先。参考といたしまして、延長は239.50メートル、敷地幅員12メートルでございます。

次に、認定路線の位置でございます、次のページをお開き願いたいと思います。

まず、路線番号365番、路線名、門静1号線は、起点が通称田崎踏切から終点が厚岸町門静2丁目57番地先まででございます。

次に、路線番号390番、路線名、門静前浜道路は、起点が門静へき地保育所から、終点、国道44号交点まででございます。

次に、路線番号393番、路線名、門静前浜2号線は、起点が厚岸町門静3丁目102番地先から、終点が門静前浜道路との交点である厚岸町門静3丁目99番地先まででございます。

以上、大変簡単な説明でございます、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

- 議長（南谷議員） 議案第90号、議案第91号は関連がありますので、一括して質疑を行います。

質疑ございませんか。

10番、谷口議員。

- 谷口議員 廃止の方でなくて、認定の方でお尋ねをいたします。

390号、門静前浜道路なんです、これはいってみれば、新しく393号の交点から先の部分

が踏切までの間が路線としては変わってくるようになると思うのですよね。それで、今まで門静の前浜道路として使っていた道路ありますよね、今回のこの路線に入らない部分、住宅の前を通ったり、ずっと浜のほうまで通っていったり、水門のあたり、あのあたりの道路はこれは全く民間の道路なのでしょうか、それとも何か町有地等が含まれているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それから、先ほど言った393号から先の踏切あたりまでの、この道路用地のところは、すべて町有地なんですか、それとも今後買収予定等をしようとして認定しようとしているのか。それと、この道路、結果的には、あの地域の基幹道路ですよね、幹線道路というのか、何でこの7メートルの幅員のところができてしまっているのか、どのあたりがこの7メートルの幅員ということになっているのか、もう少し幅員を確保することができなかつたのかどうか、その辺についてまずお伺いをいたします。

●議長（南谷議員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（水上課長補佐） まず、1点目のその場所の現道部分が、さらには新しくつくるルートが町有地かどうかという質問でございますけれども、まずは、現道部分については、ほとんどが民地で現在利用をされております。今、これから22年度の事業の計画で、これから用地確定測量を行い、一部用地の買収があります。ということは、今言ったように、ほとんどが民地の中を通っているものですから、民地の買収を計画しております。

あとの、まずその幅員でございますけれども、現道が今現在、砂利道の状態になってます。幅員的には約3メートル50、今度新しくつくる道路は、3種5級道路とって、1車線なんですけれども、車道は4メートル、この4メートルの両側に外測線が入って、路肩として0.5、0.5、要は舗装の幅としては5メートル、そのうち今度は両側にデリネーター等の路上施設を設けるために、1メートル、1メートルをとって全幅でなるという計画でおります。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 そうすると、もう少し詳しく説明していただきたいんですが、この民地、新しいルートありますよね、この矢印の先端部分から、これでいきますと結果的に途中でちょっと、今の現道とかぶさっていったら、今度は線路側を真っ直ぐ走ることになるわけでしょう、踏切の近くまで。そうすると、このルートでどこが町有地で、どこが民地なのかちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それから、今の説明を聞いていますと、路側帯みたいのを含まれば5メートルのアスファルト舗装部分を確保できるんだと。そうすると、今まで、この先のほうありますよね、門静保育所のほうから来る、この道路の幅員とは大体同じ幅を確保できる道路になっていくんだというふうに理解していいんでしょうか。

●議長（南谷議員） 建設課長補佐。

- 建設課長補佐（水上課長補佐） 今の民地の部分の区域の確認なんですけれども、この393番、この路線が矢印の先端から365番、この要は丸を書いている下のほうに踏切があるんですけれども、そこの踏切部分までについてはすべて民地です。あと、今、保育所前からの道路、393番の矢印の先端まで、これについては車道幅員は5メートル50、道路の真ん中にセンターラインが入ってる状況です。ですから、このセンターラインが入ってる幅員と、今計画している道路の幅員では、計画している方の道路のほうが狭いという状況になります。

ただし、今回この道路の事業を進めるに当たって、今、言ったようにすべてが民地の中を走ってしまうということで、事前に地域の方にその辺の話を持って行って、どうしても民地の中を走ってしまえば、用地買収として相当土地を買収されてしまうものですから、最低限度の車が通れる幅で整備をしてもらいたいという要望、さらには、地権者からの同意を得た計画となっております。

（「いいです」の声あり）

- 議長（南谷議員） 2番、堀議員。

- 堀議員 若干つけ加えて聞きたいんですけれども、そうすると、この390号の路線については、363号の終点部分から365号の起点部分までの間というのは、まるっきり新規で、今現在はまだ道路の形態としては、一部分はなっているけれども、後半部分ですね、延長半分が終わったときの後半部分というのは、まるっきり道路になってませんよね。といった中で、何で今、この町道路線のまだ道路になってないものを路線の認定をしないとしないのかというものを、お聞きしたいのが1点。

あとまるっきり新規につくるのであれば、やはりどこを通るのかというのは、このくらいの図面じゃなくて、もっと詳細な地番図の上に路線をかぶせた図面なりを出してもらわなければ、議会のほうとしては、どこが通るのかというのが全然わかりません。これからその事業の用地確定測量をすとかといっても、それがどこの部分をやるのかと、地元の人方が聞かれても、私方では全然わかりませんというような答えしかできないんで、やはり現況用地の中で、予定路線がどこに走るのかというものを出示していただきたいというふうに思います。

それと、その365号の田崎踏切からの下の部分というものを従来地域の方々とか、私方とかも通ることはあるんですけれども、今回この390号ができることによって、この浜側の道路というものの管理、除雪とか、そういうものが一体どうなるのかというものを教えていただきたいと思います。

また、その通行する部分のところの先にある下水道事業でやった樋門というものがございますよね。じゃ、その樋門を管理するために、ここの通行というものはどういう位置づけの中でなっているのかというものを、お聞かせ願いたいと思うんですけれども、お願いします。

- 議長（南谷議員） 副町長。

- 副町長（大沼副町長） なぜ、今この時期にというご質問についてお答えをしたいと思います。今、この事業につきましては、先ほど補佐のほうから答弁を申し上げたとおり、22年

度、本年度用地確定測量を終えて、用地買収に当たりたいというふうに考えております。先ほども答弁をいたしたとおり、地権者からは一定の了解をいただいているというふうな内容でございます。

そこで、この租税特別措置法という法律がございまして、この恩典を受けるためには、町道の認定をされている土地でなければ、その税法上の要するに売った側に恩典がないということでありまして、そういうことから、まず町道の認定をさせていただいて、その上で用地買収をすることが売っていただく方のメリットになるというふうに判断をさせていただいて、このたび、この議案を上程させていただいている内容でございます。

なお、図面につきましては、それがなければ直ちに今この議会でご承認をいただけないということであれば、時間をいただいておりますとさせていただきますということになりますが、いかがいたしましょうか。

3番目、4番目のご質問には、課長のほうからお答えをさせていただきます。

●議長（南谷議員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（水上課長補佐） 3番目の町道の管理についてのお答えなんですが、今現在、まだ道路の形態もない状況にあります。当然道路を整備することによって供用開始が出てきます。この部分については、除雪等の維持管理は当然ながら行っていくと。

また、樋門の関係でございますが、現道は、樋門の近くまで道路の形態がなっている状況でございます。今度のルートによって、位置的には樋門の場所との距離が遠くなってくることはなるのですけれども、管理上必要な部分については、一部現在の状況のままに利用させていただきます、この樋門の管理については継続的に行っていきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

まず、

●堀議員 租税特別措置法の関係で言われたんですけれども、それはそうすると、今認定することによって、来年の買収にかかる租税特別措置法の控除というものがされるということなんですけれども、あの措置法自体は後から町道認定になっているのを、その部分というのは見られるのかなというふうに私は思ったんですけれども、そうじゃなければそうじゃないというふうに言っていただければいいと思うんですよ。

あと詳細図というか、地番詳細図というものはまだ用意されてないといった中で、どうするのかということ、それは今ちょっと私は必要だと思いますけれども、ほかの皆さん方がそうじゃないと思えば、それはそれまでですので、こちら辺についてはまたちょっと私自身は必要だとは思いますが、議論をしていただきたいなというふうには思うんですけれども。

あと、その外れる部分、樋門の部分の道路の部分というところですね。ここの部分、L字型のその外れる部分という、田崎踏切までの現状通行路としてなっている部分というもので外れる部分、ここだけを別に町道として認定するかというような考え方というものがないのか、390号ができたときには、この部分というものは先ほども言ったとおり、樋門というのはいちよと若干遠くなるけれども、排水路沿いに下ってくるとかといった中では、この道路

としては、町としては全然関係ないから、除雪関係というものはやらないというふうになるかというものを、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 租税特別措置法の関係でございますけれども、我々税務署に出向いて行って指導を仰いだところ、要するに公共公益事業に資産を譲渡した場合、その公益の要請によって、そういうことになるわけだから、要するにその所得の対象になると。その条件としては、まず町道に認定をするということが大前提になるという指導を受けて、その上で今回上程をさせていただいております。

図面につきましては、議案書を既に1週間も前に配付をさせていただいております。次回以降ということであれば、もう少し詳しい図面が用意できるのかなと思いますけれども、その辺、ご審議をいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（水上課長補佐） まず、現道の部分のこのルート決定に至った理由でございますけれども、まず、この地区、要は390番の終点付近ですね、踏切付近でございますけれども、アイヌの共有地があります。新しく道路を計画する上で、このアイヌの共有地の中に道路を通すことが今後の計画上非常に難しいだろうということで、あくまでも現地に住まわれてる方の地権者の同意を得られるルート、要は実現可能なルートということで、このルートを決定したものであり、これらについては現在すべての地権者から同意を得られてる状況にあります。

また、その樋門の管理についてでございますけれども、この部分だけを町道にするということは、現実またちょっと土地の問題もございまして、あくまでも現道を使いながら、当然樋門に関する維持管理上必要な除雪、整備等については、行っていくという考えであり、町道として認定するという計画は持ってありません。

●議長（南谷議員） 堀議員さん、今質疑している中で、図面の関係ですけれども、副町長の方は用意できるんですか、すぐではないんですけれども。それは出してもらえれば、今でなくてもいいんでしょう。

本会議を休憩いたします。

午後 1 時50分休憩

午後 1 時53分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
2 番、堀議員。

●堀議員 390号の中には、新たに道路として新設する部分というのがあるんで、やはりこういうところについては今後、なかなかないとは思いますが、理事者側もそこら辺も認定に際しての資料がわかるようなものを、やはり出していただきたいなというふうに思います。

また、今回のこの部分については、私の所管する委員会などでも、町道路線というものについても所管しておりますので、そちらの方にも今言った資料というものができ次第、出していただくように要求したいなというふうに思います。

あと、建設課長補佐が言われた部分というところに関して言うと、そうすると、認定というものは支障がないけれども、今までどおりの管理というものはしていくんだというふうに理解していいということですね。それであれば、それでよろしいと思います。

●議長（南谷議員） 建設課長補佐。

●建設課長補佐（水上課長補佐） 今言われたとおり、町道認定にはしませんけれども、樋門の管理上必要な除雪、砂利敷き等の管理については、引き続き行っていくということに考えてます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

14番、竹田議員。

●竹田議員 お願いなんですけれども、前回もこの町道道路廃止と町道認定について、何本かある場合は、常任委員会などに議案ができていて議会にかける前に、産建の常任委員会の方などにご説明を願えればという申し出を前にもしておったと思います。であるならば、こういうことを我々が聞いて、前もって調査すれば、こういう事件も起きなかったのかなど、事件ではないですね、済みません、こういうことも起きなかったのかなどというふうに思いますので、本当に理事者側も大変忙しいと思いますけれども、なるべくこういう部分については、委員会を通じてご説明願えればというふうに思います。

●議長（南谷議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 大変手続、前後してしまいましたことをおわび申し上げます。今後そのように配慮してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

他にございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

初めに、議案第90号について、お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第91号について、お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第5、議案第92号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

- 産業振興課長（高谷課長） ただいま上程いただきました議案第92号 財産の取得について、その提案理由の説明をいたします。

議案書の10ページをお開き願いたいと思います。

近年、厚岸漁業協同組合、地方卸売市場では、魚タンクを使用した生鮮向けサンマの需要が高まっており、買受人等からの要望処理量に対し、魚タンクの数量が不足していることから、地域経済への波及効果の高いサンマの衛生管理レベル向上を図ろうと、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により、魚タンクを整備するものであります。

取得後につきましては、町と厚岸漁業協同組合との間で、利用に関する協定を締結し、運用及び維持管理については厚岸漁業協同組合が行うこととなっております。この財産の取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容であります。1として、財産の種類は、物品でございます。

2として、名称及び数量は、魚タンク71台でございます。

3として、契約の方法は、地方自治法施行令第167条第3号によりまして指名競争入札でございます。

4として、取得価格は、1,453万7,250円であります。

5としまして、契約の相手方は、札幌市白石区川下2168番地の1、マルシン機工株式会社であります。

11ページをお開き願います。

参考としまして、1、仕様でありますけれども、材質は、ステンレス製でございます。内寸で、幅1,860mm、奥行994mm、高さ750mmでございます。

この魚タンクには、陸揚げされる際に、約1トンのサンマを収容し、計量から注水、

運搬までを迅速にできるように底面にサンマをフォークリフトの受け口を設置し、水抜き
の効率化のため排水口には、目詰まり防止用の目皿と、ステンレス製のゴム栓を用
意しております。

なお、タンクへの表示につきましては、側面に事業名として、平成22年度特定防衛施
設周辺整備調整交付金事業の文字を1カ所、そのほかとして、厚岸町、またタンクの取
得が71台でございますので、1から71までの番号を各4面1カ所ずつ表示いたします。

2、納入期日は、平成23年3月4日であります。

また、取得する魚タンクの概要図につきましては、12ページをご参照いただきたいと
存じます。

以上、簡単な説明でございますけれども、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申
し上げます。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 ちょっとお伺いいたしますけれども、これ大体1台20万円ぐらいですか。大体そ
のぐらいすると思うんですけども、今、仕事がない仕事がないと、どこも言いますよね。
それで、厚岸で造船屋さんなんかもあるんですけども、ステンレスでつくって海に浮かべ
て、沈まない船を立派なやつをつくっているんですけども、そういう技術がありながら、
こういう仕事はできないのかどうなのかというのを、まず1点お伺いしたいというふうに思
います。この後で、この中小企業何とかというのが出てくるんですけども、なるべくその
町の産業を使おうとか、そういうことをうたうものが出てくるわけでありますから、やは
りその辺は検討しなかったのか、あるいは厚岸町の業者にはそういうものをつくる能力がな
いということなのかどうなのか、お伺いをしたいというふうに思います。

それから、全く細かいことで申しわけありませんけれども、この表示、括弧して平成22
年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、1カ所、厚岸町4面各1カ所、番号1から71、
4面各1カ所というふうになってますけれども、これを表示するお金って、どのぐらい
かかるものなんでしょうか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 1点目の、厚岸町にはこのような仕事ができるところがないの
かというご質問でございますけれども、今回の入札に関しまして6社指名して入札が行われ
て、今回の会社が落札いたしました。その中で、厚岸町の業者は2社入っております。当
町としましては、指名に当たって、当町での指名願いが届け出ている漁業用機器などをそこ
から魚タンクを実際につくったことがあるという業者を選考しまして、6社指名しておりま
す。本地区、厚岸町の業者も2社入っております。

それから、表示のお金ですけども、これは表示が幾らだとか何ぼだとかという見積もり
をとって進めておりません。この表示を入れて幾らだということ、見積もりをいただいて、
それを参考にして入札をかけております。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 そうすると、今、その6社の中でマルシンというところが落札したということですよ。それで、各社の名前いいですけども、この他の5社の入札価格は幾らだったのか、そのうち、町内業者の入札価格はそれぞれ、AでもBでもいいんですけども、幾らと幾らだったのかということをお教えいただきたいと。それと、努力をしなければ落札に持っていきけるような状態にないのかどうなのか、それから、予定価格と比較してどうだったのか、その辺もちょっと予定価格も含めて、お教えいただきたいというふうに思います。

そうすると、いってみれば、こういう事業というのは、これに幾らこれに幾らこれに幾らというような試算もしないで出すものなんですか。それとも、試算をした結果、これとこれとこれを足していくと、こういう予定価格になるんだと、そのほかにフォークリフトの受け口をつける、あるいはステンレス水切りの目皿、ステンレスチェーン付きゴム栓、こういうものが幾らするだとか、そういうものを全部計算した上で、1個幾らということになるのではないのかなというふうに思いますけれども、大体このぐらいの値段で、いってみれば好きなようにやって、その範囲内で済めばいいですよという大ざっぱな計算しかしないものなんですか。もう少し綿密にきちんとやられているもんだと私は思っていたんですけども、違うんでしょうか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） まず、1点目でございますけれども、予定価格は税込みで1,491万円でございます。それで、今回ご提案した落札金額が1,453万7,250円で落札しております。

次の次点ですけども、B社と申しますか、これは町内業者でございます。入札金額が1,467万9,000円でございます。よろしいでしょうか。次にC社、3番目でございますが、これも町内業者でございます、1,602万8,250円でございます。次にD社、4番目ですね、これは釧路の業者でございます、入札金額、1,617万7,350円でございます。次、E社でございますけれども、これは札幌の業者でございます。1,625万1,900円でございます。次、F社、釧路市でございますけれども、入札金額1,640万1,000円でございます。これが第1点目の答えてございます。

それから、2番目の予定価格の決め方で、どういう決め方をしているかということでもありますけれども、うちどもは予定価格を決める際に、各業者、予算の段階から参考図面をつくりまして、その中に仕様をすべて書き込んで、それで業者にこれで参考見積もりくださいということで徴していますので、それを仕様はそのときに図面を提示しまして、見積もりをもらっているものですから、内容はその図面の中にそれを書き込んで、その上で業者の見積もり価格ということでやらせていただいています。

以上でございます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

2番、堀議員。

●堀議員 1点だけ教えてください。ステンレスに仕様があるんですけども、このステンレスの厚さは何ミリでしょうか。仕様の厚さの指定がなければ当然薄いほうが安くもできるという中では、厚さは指定していると思うんですけども、厚さは何ミリの厚さのものを指定か教えてください。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 大変申しわけありません。図面的には表示してございませんが、5ミリでございます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。
2番、堀議員。

●堀議員 それは、先ほど来、この入札にかかる条件として仕様書の中にはきちんとうたっているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

●議長（南谷議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） そのようにうたって、見積もりをいただいております。

●議長（南谷議員） よろしいですか。

（なし）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第6、議案第93号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第93号 特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をご説明申し上げます。

議案書13ページをお開き願いたいと存じます。

ご承知のとおり町長及び副町長の給与は、特別職の職員の給与に関する条例により、また、教育長の給与は教育長の給与及び勤務時間等に関する条例により、それぞれ規定されているところでございます。

関係条文の説明をいたしますが、このたびの改正は、特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の二つの条例の改正をしようとするものでございますが、改正される内容が同じであることから別々に上程するのではなく、一つの改正条例として上程させていただくことを、まずもってご了承願いたいと存じます。

一部改正の内容でございますが、人事院の国家公務員の給与に関する勧告を受け、また、厚岸町においても依然として厳しい財政運営が続くものとの認識から、平成23年度においても引き続き、町長、副町長及び教育長の給料及び期末手当について、町独自の給与削減措置を行おうとするものでございます。

なお、これまで、特別職の給与につきましては、平成17年度から独自削減を実施してきたため、人事院勧告で示された削減額をすべて包含する状況でありました。それぞれの給料月額につきましては、本則の改定を行ってきいていなかったところでございます。独自削減を6年以上続けてきたところでございまして、ここで本則規定を改定することで経過及び基本とすべき給料月額を明確にすべきと考えたところでございます。

減額措置の内容につきましては、現行で規定されている町長、副町長及び教育長の給料月額について、町長の給料月額を現行の86万7,000円から、国家公務員の指定職9表3号俸の俸給月額に準じ、83万8,000円に改定することで、2万9,000円を減額し、副町長の給料月額を町長の改定後の給料月額であります83万8,000円に、100分の83を乗じて得た額69万6,000円に改定することで、2万4,000円を減額し、教育長の給料月額を町長の改定後の給料月額であります83万8,000円に100分の75を乗じて得た額62万9,000円に改定することで、2万1,000円を減額するものでございます。

加えて、削減率の現行の10%から5%とし、期末手当の支給割合を職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定と同様に、現行の4.15月分から3.95月分に0.2月分削減するものでございます。

なお、この提案につきましては、去る12月3日開会されました特別職答申等審議会にお諮りしたところ、この削減措置が適当であるとの答申を受けたところでございます。

なお、説明に当たっては、別に配付してございます議案第93号説明資料新旧対照表に沿って説明させていただきたいと存じます。恐れ入りますが、資料をご覧願いたいと存じます。

まず、改正等で第1条の特別職職員の給与に関する条例の一部についてでございます。

第5条、期末手当に関する規定第2項中、6月支給分について100分の195を100分の190に、12月支給分については、100分の220を100分の205に改めるもので、改正前の合計4.15

月分から0.2月分引き下げ、3.95月分とするものでございます。

町長及び副町長の給料月額を規定した別表中、町長の給料月額を86万7,000円から83万8,000円、副町長の給料月額を72万円から69万6,000円に改めるものでございます。

附則の改正であります。先ほどご説明いたしました別表に規定する改正後の町長及び副町長の給料月額を、平成23年度において、その給料月額に5%カットを行う規定を加えるもので、当該規定は、平成17年度以降の減額規定と同様に期末手当においても削減が反映されるものでございます。

内容は、附則第8項を第9項とし、附則第7項の次に第8項として、1項を追加するもので、平成23年度に限り本則で定める給料月額に100分の95を乗じて得た額を給料月額とするものでございます。

続きまして、改正条例第2条の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてであります。

第3条、教育長の給料を定める規定中、給料月額を65万円から62万9,000円に改めるもののほか、さきにご説明申し上げました特別職の職員の給与に関する条例の一部改正と条項番号が異なるほかは同様の改正でございますので、説明はまことに恐縮でございますが省略させていただきます。

議案書の14ページをお開き願います。

この改正条例の附則でございますが、この条例の施行日を、平成23年4月1日からとするものでございます。

なお、これらの改正に伴う影響額は、平成22年度の特別職の年間総支給額と比較しますと、合計で、22万3,455円削減することとなり、本則規定と比較しますと、合計で352万8,554円の減額となると試算されております。

以上、簡単、雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。ございませんか。

10番、谷口議員。

●谷口議員 今回の改正にあれするわけではないんですが、町長、副町長の給料が別表であらわされるんですが、そして教育長については条文の方で決めているというふうになっているんですけども、やはり町長、副町長だけでも3条なら3条できちつとうたい、他の特別職はいろいろあるからあれなんでしょうけれども、別表でもいいのかなとは思いますが、町長、副町長の給料についてはやはり条例条文の中に書き込むべきではないのかなと思うんですが、それはだめなことなんじゃないでしょうか。

●議長（南谷議員） 総務課長。

●総務課長（佐藤課長） 議員ご指摘のことは私も承知しておりますが、規定の仕方ではないかと思えます。規定の仕方によって解釈が変わるとか何とかということは当然ないことは議員既にご承知のことと存じますが、あえてこの本条例について議員ご指摘のように改

めるべきではないかということについては、今後十分ほか町村の条例等を参考にしながら考えてまいりたいと存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

(「いいです」の声あり)

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

(なし)

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第7、議案第95号 厚岸町水道事業経営審議会条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

●水道課長（常谷課長） ただいま上程いただきました議案第95号 厚岸町水道事業経営審議会条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきます。

昭和55年に、現在の料金に改定して以来、黒字経営を続けてまいりました水道事業でございますが、平成20年度から赤字に転じ、平成21年度では約1,700万円、今年度も上半期で約1,500万円の損失が生じてございます。

水道水の需要は年々減少傾向にありまして、これに伴い経営の根幹であります料金収入も減少を続けております。一方、今後は老朽施設の改築更新に多額の費用が見込まれ、現状のままでは健全な経営を図ることが非常に困難な状況でございます。

現在、30年以上据え置いてまいりました料金の見直しを含め、経営健全化の検討作業を進めておりますが、今後の財政需要に対応した持続可能な水道経営について、町内各階、町民各層からのご意見を伺うため、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として水道事業経営審議会を設置いたしたく、同審議会の設置及び運営に関し必要な事項を定める本案を提出するものでございます。

議案書の19ページをお開き願います。

内容でございますが、第1条は、審議会の設置についての規定でございます。

審議会は、町長の諮問に応じ、水道事業の経営に関して必要な事項について審議することを目的として設置するものでございます。

第2条は、審議会の組織について規定するもので、審議会は、水道使用者及び有識者の中から町長が委嘱する委員10人以内で組織し、その任期は、当該諮問への答申が完了するまでとするものでございます。

第3条は、審議会の会長及び副会長について規定するものでございます。

会長及び副会長は、委員の互選により選出することといたし、会長は、審議会を代表し、会務を総理すること。また、副会長は、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職を代理することとするものでございます。

第4条は、審議会の会議について規定するもので、会議は、会長が招集し、議長を務めるものとするものでございます。

また、会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができないこととし、その議事は、出席した委員の過半数で決することとするものでございます。

20ページをお開き願います。

第5条は、審議会にかかる庶務を水道課で行おうとするものでございます。

第6条は、委任に関する規定でございます。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより、質疑を行います。

1番、音喜多議員。

●音喜多議員 ちょっとお尋ねしておきたいと思います。第2条の識見を有するという者、いわゆる水道事業に対しての識見を有する者ということになるのかなと思うんですが、これはどういう識見を求めて、こういう識見者を選定するのかということが一つ。

それから、この委員に、今お話のように、水道料金の引き上げということになるわけですが、これは使用者も含めてのそれぞれ合わせて10人ということですが、町としては、この委員会では審議する委員の皆さんに公募をする考えはございませんか。この2点についてお伺いしたいと思います。

●議長（南谷議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） お答えいたします。

まず、審議会委員の構成で、識見を有する者、これにつきましては、一般に有識者、識見を有する者ということで各種の審議会の中で、そのような方の選任の仕方をしてございます。

識見を有する方、つまり学識と見識のある方というのが一般的な区切りでございますが、特に、今回の場合は水道経営でございますので、私どもといたしましては、学識と見識のある方はもちろんですが、中でも企業経営ですとか、行政改革といった観点から十分意見をいただける方をとらえている次第でございます。

それから、もう一つ、水道使用者の中から委嘱するというところでございますが、現在考えておりますのは、水道使用者といいましても現在の用途別の料金体系の中から、用途別に各

産業団体、農協、漁協、買受人組合さん、それから商工会、それからもちろん一般の消費者ということで、これらの方の中から選考してまいりたいと考えておりまして、広く一般公募ということは考えてございません。

●議長（南谷議員） 1番、音喜多議員。

●音喜多議員 広く公募をする考えはないという、明確に言い切りましたけれども、いわゆるこういったものは開かれたとか、透明性とか、そういった観点からすると、やはり一般広く公募をして、それぞれの意見を聞いて参考にすべきというふうに思うんですが、今のそういう足固めというか組織固めであれば、最初からもう問答無用という、門前払いのような感じがするんですが、それはちょっと私としてはいただけないような気がするんですが、その点はもう一度改めるといふか、広く使用者も、一般町民も使用者です。事業者も使用者です。そういった公平の中で、やはり原則を貫いていくとするならば、公募が一番私はやり方としては正しいような気がしますが、その辺再度確認したいと思います。

●議長（南谷議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） ご質問者の言われる趣旨は十分理解いたしますが、10人以内の中で、ただいま言いました用途別の産業団体、それから有識者の方数名ということをお考えますと、一般消費者の方は1名か2名というふうに、今私どもとらえております。1名あるいは2名で公募して選ぶというよりは、例えば消費者協会の中からとか、町では自治会連合会という組織もございますので、そういった中から推薦していただくのがどうかという、現時点ではそのような考えでございます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

2番、堀議員。

●堀議員 私も、まず、そうしたら1番さんが第2条を言ったので、第2条なんですけれども、この1番さんの議論の中でも、公募というものがならないといったときに、例えば各産業団体とかというのであれば、逆に各産業団体それぞれ明記したほうがいいですし、各産業団体から推薦を受けた者とかというふうに明記していただきたいなというふうに思います。識見を有する者というふうにも書いてますけれども、この識見を有する者が、今企業経営者、行政改革に貢献した者というふうに言っているですけれども、じゃ、この人方が何人この審議会の中に入るのかというものが明示されておられません。水道使用者の方で何人、識見を有する者が何人というふうに、やはり出していただきたいなというふうに思うんですけれども、どうなんでしょうか。

次に、ちょっと戻って1条なんですけれども、この審議会というものは町長の諮問に応じというふうになっております。当然今、この12月の定例会で出す以上、その町長の諮問というものがあつた程度、どのような諮問をするのかというものがあつたからこそ、今回このような条例の提案というものがあつたと思うんですよ。その諮問の内容というものが、もし決まっ

であるのであれば、その諮問の内容をどのような諮問をしようとしているのかというものをお知らせ願いたいと。

また、この委員会の任期というものは、当然その諮問の答申が完了するまでなんで、その諮問をしようとする内容の答申を、いつまでというような期限というものが、今の段階で決まっているのであれば教えていただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） お答えいたします。

委員の関係でございますが、考え方としては押さえているものはございますが、条例の定め方といたしましては、委員の構成として、もちろん水道を使われている方、さらにプラスして識見を有する方ということで、具体的にどの段階、どういう人ということの決め方は、私はいかがなものかと思っております。

この水道使用者、それから識見を有する方、こういった方を考えているという考え方はございますが、この後、議決していただいた後に、町理事者と十分相談をいたしまして、委嘱してまいるという作業でございますので、条文はこのようにさせていただいております。

これも具体的に現在、諮問の文等は用意してございませんが、当然、今回新たにこういった審議会を設けると、過去になにかあったわけでございます。水道経営にとりまして、審議会の審議事項、町長の諮問に応じて水道の経営に関することを審議していただくことになのですが、当然その内容は、これまで30年以上改正していなかった料金を見直さざるを得ないという現状でございますので、昭和55年に料金改正したときは、こういった審議会も設けずにおりましたけれども、30年間こういった料金について議論もされていない中から、私どもだけでなく広く町内各層の方にもご意見をいただきながら、水道の経営とこの料金についてご議論、ご意見をいただきたいということが趣旨でございますので、当然経営の健全化と料金の見直しについてということが、諮問事項になろうかと考えてございます。

諮問して、答申のめどはということでございますが、ご承認いただいた後、もう12月ですので、審議会の第1回は1月の中ころになるだろうということで、その後、2月、3月、4月、5月、5回くらいの会をもって答申をいただければと、現在のところは考えてございます。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 委員の構成については、現在の条文をそのままというふうなのは、わかりました。現在、また、諮問についてもわかったんですけども、そうすると、例えばこの審議会の委員、水道使用者と書いているのは、当然一般の人方も含めて、上がらなければいいと思う人方がそのほとんどになると思いますし、ただ、識見を有する者というものは企業経営や行政改革といった面では、やはり上げざるを得ないんだというような意見の人方が、どうしてもなり得ちゃうというふうに、これだけを見ると思うんですよね。そのときに、町側がどちらを向くのかといったときに、人数構成がはっきりしないと、その審議会の方向性というものがあ程度決められてしまうんじゃないのかなというふうに思うんですけれども。自由闊達

な意見というものはあるとは思いますが、ここで公募も何もしないで決めるというふうにもなったときには、どうしても意向に反映した審議会というものにしかなり得ないのかと。

例えば、事業経営、行政改革に精通した人といったときには、もし全体10人の中で多くなれば、町としては上げる方向で行くんだなど。いや、そうじゃなくて、水道使用者の人が多ければ、いや、それはあくまでも識見を有する者というものが、あくまでも本当に識見を有する意見としての中で、実際の審議というものは水道使用者方が考えた話というものが、その答申の中で出てくるようにしたいんだというもので、方向性が非常に違うと思うんですね。せめて、この識見を有する者という人方的人数だけでも、やはりうたってほしいですよ。例えば2人とか、3人とか、3人以上はしないとかですね、3人以下にするとか。やはりそういうふうにしなければ、この開かれた町政といった中で、なかなかいろいろな思惑、憶測というものが飛ぶようになると思うんですよ。そういうものを防ぐためにも、やはりせめて識見を有する者は何人以内というような表記をしていただきたいと思うんですけれども、この点についてはどうなんでしょうか。

●議長（南谷議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） お答えいたします。

この使用者と有識者のバランスでございますが、ただ使用者の方はすべて値上げすることには反対だろうということは、一般的には上がらないほうが良いという考えは常識であろうかと思いますが、ただ、そういった現状にはないということで、議員各位もご理解いただいております。この30年以上据え置いてきて、もう料金収入がふえる見込みは全くございません。

こういった中で、安全で安心な水道を供給し続けるためには、どうしてももう料金を見直さざるを得ない場面に来ているということでございまして、そういった中でも、実際に使用していただける方、もちろんご意見は賜ります。我々の説明も十分して、ご理解していただいた上で、答申をいただきたいというふうに考えてございますので、水道使用者のバランスを少人数にして、識見を有する方、我々の見方についていただけそうな方を増やすといった、そういった考えは持っておりません。むしろ現在考えておるのは、当然用途別で考えても農業分野、工業分野、それから商店、それから一般消費者と、これで5名から6名になるのではないかと。そうすると10マイナス6で、有識者の方は4名程度になるのかなと。これは決定ではございませんが、そのようなバランスになろうかと今考えておる次第でございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（南谷議員） 2番、堀議員。

●堀議員 3回目なので、これでやめますけれども、ですから、今水道課長が言われたとおり、町としては、今後の水道経営を考えたときには、上げるべきだという考え方というものが、10のうち7なり8なりというふうになっているんだというような考え方が受け取れるんですけれども、それはそれで私も従来言い続けてきたので、それはそれで私もしょうがないと思う

方ではあります。

ただ、それじゃ、なぜこういう審議会というものをつくろうとするのかというものが、私はなかなか理解できないと。町がそこまでの方針を持っているのであれば、町の考え方の中でもって、料金をこういうふうにしたんだというものを上げていただいた中で、その内容を議会として私方の中でももんだ中で、やるべきじゃないのかなと。そのワンクッションとして、審議会というものをつくった上で、その答申を町の意向に沿うようにした中で、いやいや議会のほうでも何とか、余り議論もないようにしてくださいとかというふうに、そういうふうにしてつくるんじゃないのかなと、そういうにしか思えないんですね。

この審議会、町がそこまで考えているのであれば、審議会というものが要らないというふうには私は思うんですけども、3回目でこういう質問するのちょっと何かとは思いますが、やはりそこら辺は、町がそこまで思うのであれば、やはり議会の中に必要な資料とか計算方法なりを出した中で、議論をいただくというようにしてもらったほうがよかったんじゃないのかなと。そういった中では、もう既にこれが上程されておりますから、この審議会というものができるだけ関連な自由な意見というものを出された中で、少なくとも町が誘導するような審議会というふうにはならないようにしていただきたいなというふうに、強くこれだけは要望してもらいたい、その上で出てきたものについては、私方も議会として、議員としても、やはりきちんとというか、答申が来年ですから、改選後でありますから、私方がこの場で、できるかどうかというものはわかりませんが、議会の中でも議論というものを深めていきたいなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

●議長（南谷議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） もちろん最終的には議会のご判断というふうになりますし、ただ、これまでなかったということ、つまり水道事業者側の考えだけでご提案をしてきた。しかし、この30年以上こういった料金についての議論がない中で、やはり私どもも料金を改定するというノウハウが組織の中にも蓄積されていない、それから町民の皆さんも、この料金ということに対して、今まで議論というか、そういった考えに触れてないという中で、我々だけの考えをもって議会で提案するということがいかなるものかという、町長含めて判断していただきまして、この際、その議会で案を上げる前に我々だけでなく町民各層のご意見をいただきながら、それをもって料金改定等の素案にしようではないかということで、今回審議会を設置するものでございます。

こちら側はもう既に料金改定という腹づもりがあるのであれば、そのまま真っ直ぐ議会に上げたかどうかということですが、それについては、今申し上げたとおりでございますし、もう一つ料金を上げなければならないということは、もう十分料金改定は必至の状況であるということ、町民の方に十分ご理解をしていただかなければならないわけですが、この先ほどから何回も言っています料金についての議論が全くこれまで30年間ないということで、一体水道料金というのはどういう仕組みで、水道事業とどう結びついているのか。この料金を決める際にはどういった方法があるのかということも含めて、今回私どもも勉強をさせていただきながら、審議会委員の皆さんにも理解していただいたり、適正な料金とはどうあるべきかということまで含めて、ご審議をいただきたいということで、審議会を設置す

るものでございます。

ただ、何パーセント上げるからということではなくて、本当に今後、水道事業を継続的に続けていくためには、この料金体系、それから料金水準がどうあるべきかということも含めて、議論をいただきたいということと、あわせて、料金を上げるだけでなく、私どもが気づかない改善策、あるいはサービスのあり方ですね、それらの意見も賜ればありがたいというふうに考えておる次第でございます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

10番、谷口議員。

●谷口議員 ちょっとお伺いいたしますけれども、今、課長が、水道事業で水道料を30年以上改定しなかったというお話ですよ。30もう何年たったか私も忘れましてけれども、大幅な値上げをしたわけですよ、当時。それで、それから相当の期間もう健全経営もいいところで、水道事業会計から町のほうに繰り入れをするにいいだけ水道料を取ってきていたんですよ。そのことは今まで一言も皆さんにお話ししてないんですよ。そのおかげで厚岸町の新しい役場も、その一助をしていたわけですよ。そういうことをずっとやってきて、近年でしょう、水道事業が大変になってきていると、経営に。水道事業が厚岸町の全体の事業を大きく圧迫をしているというような状況はずっとない、非常に健全な厚岸の優良公営企業が水道事業だったんですよ。ところが、ちょっと案配が悪くなるということになると、今度審議会を立ち上げて、水道料金の値上げと。今まで、いってみれば町民は水道料金払い過ぎているんですよ。そういうことに対しては、全然町は何のあれもしていないじゃないですか。そういうことを今までこれだけ余計集め過ぎましたと。出すけれど、ちょっとこのごろこうなってますと、そのバランスがこういうぐあいですよと、それがどうですかというものを示してくれるんらいんですよ。今まで町の方にどれだけ水道料金が過剰に集め過ぎて、それを町の方で使ってまいりましたと。そういうことを明らかにして、その収支バランスがここまで来たら、それがだめになりましたということをしちゃんと説明されないと、なかなかこの問題は皆さん納得しないんじゃないかなというふうに思うんですよ。

そして、今回この審議会を設けるということになっていきますけれど、今のお話を聞いてみますと、諮問した内容に、「うん」と言ってくれる人だけをお願いをするためには、公募なんてとんでもないという見解が、今示されている内容ではないのかなというふうに思うんですよ。やはり幅広く町民の意見を徴するということがならば、やはり一般公募も含めて、どういう内容でやるんだということを、もう少しわかりやすくすべきではないのかなと、識見を有する者も、あるいはこの使用者側も町の意向に沿うような人だけを審議会委員にお願いするということでは、私はちょっと違うんじゃないのかなと。町民に、そしてよく知っていただくには、やはり公募も含めて進めていくのが本来の姿ではないのかなというふうに思います。

それから、この審議会なんですけれども、守秘義務は課せられる審議会なんですか。この間、ちょっとした何か審議会の案みたいの示されたことがあるんですけども、守秘義務を課せられると、死ぬまでそこであった内容について話してはならないというような審議会なのか、この審議会は常に公開をしながら知らされていく審議会なのか、その辺具体的に説明をしていただきたいというふうに思います。

●議長（南谷議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） お答えいたします。

まず、確かに昭和55年、値上げしたときは50%以上の値上げだったと、平均54%で、この当時大変水道苦しかったということで、その前、昭和51年には107%アップということもございます。わずか4年でまた値上げしたと。この間かろうじて黒字を続けてきた。ただ、当時は大幅な値上げでございましたが、この間ずっと、もうけ過ぎてたという実態にはございません。確かに55年値上げして、その次の年、あるいは昭和63年ころまで純利益4,000万円ほどございました。ただ、やはり平成2年度以降、これ一気に純利益が減退しまして、1,000万円を切って、19年度には300万円まで減少したという状況がございます。

それと、町に逆に資金を繰り出したというご質問でございますが、庁舎建設に当たりまして水道課が上水場から新しい庁舎に移るということで、そのいってみれば家賃のかわりとして、約9千何百万円ほど入れたと、拠出したということがございますが、これは一度切りで、そのお金だけで現在まで企業として庁舎の一部を使用させていただいているということもございます。経営的に最優良企業と言っていたわけでございますが、その間、町からの繰入金、補助金という形でいただいていた時期もございますし、あるいは現在は上水場区域になっております尾幌地域に水を分けているという状況のときには、そちらの簡易水道会計から受水しということで、いただいていた時代もございます。それによって収支がとれていたということでございますので、ずっと料金を取り過ぎてきたということは、決してないことをご理解いただきたいと思っておりますし、そういったことも含めて審議会の中でも十分ご説明してまいりますし、この12月の広報あつけしでも、水道会計の現状をお伝えする第1弾という形で掲載させていただいています。この後、数回広報の中でも今質問者が言われた誤解のないような形でご理解していただけるような広報活動も含めてやっていきたい、あるいは自前の水道広報を通じて、ご理解をいただくように努めていきたいと考えておりますので、決してそういう状況ではないということでございます。

それと、審議会の構成でございますが、こちらのすべて意向にかなう人を選ぶという、これも決してそのようなつもりはございません。考えられる用途の段階から推薦していただくなり、消費者を代表する団体から推薦していただくといったことを含めて、水道使用者と識見を有する方のバランスを考えながら人選してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

失礼しました。当然委員の方には、地方自治法に基づいた附属機関として、報酬をお支払いしてお願いするわけでございますので、我々同様守秘義務が生じることは当然でございます。ただ、会議を公開するかしないか、これはまだちょっと、いろいろな委員会、審議会でも公開とするか、非公開とするかはいろいろな形がございますが、委員の皆さんの闊達な議論を保障するという考え方からは、現在のところ公開というような考えはございません。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 あの、そうであれば、今回はいいですから、3月議会までに料金改定後の収支バ

ランス、年次ごとのを資料としてきちんと出していただきたいというふうに、お願いを今からしておきます。

それから、今後審議会の委員の構成については、全く議会は何を言っても聞く耳持たないということがはっきりいたしました。やはりその今の時代、一般の人たちの声を聞くということがだんだん主流になりつつあるんですよ。それがあくまでも公募を拒否するそういう態度というのは、やはり今の時代に私は逆行するのではないのかなと。一定部分はやはり公募をする、そういう方向に持っていくべきではないのかなというふうに思うんですよ。案外それを町のほうでそれぞれお願いをした人が、私はすばらしい人をきっと人選されるんだと思いますよ。ですけれど、そこから漏れている人たちの中にも、すばらしい見識を持った人もたくさんいるのではないのかなというふうに私は思うんですよ。そういうことを大胆にやりながら、町長が進める協働のまちづくりをどう進めるのかということになっていくのではないのかなというふうに思うんですよ。

それから、今、最後におっしゃた会議録、あるいはその守秘義務、がちり当てはめてしまうということであれば、その場で、その審議委員の方々がどういうことをおっしゃったのか、そういうことは私たちは漏れ知ることにはできないということですね。それが審議会とは私はとても思えないんですけども、そんなのでいいんでしょうか。私はそういうものをきちんとつくった場合には、本当に民主的で今の公開の原則に立って、町民が納得される、そういう審議会運営をするのが審議会の役割ではないのかなというふうに思うんですけども、いかがなんでしょうか。今も他の審議会もみなこういうことなんでしょうか。聞かれては困るようなことを審議するのが審議会なんですか、あるいは審議する審議委員の方々は、聞かれてはならないようなことしかお話ができない人を集めてやるのが審議会なんですか。それでは余りにもその審議委員に委嘱する方に対して失礼ではないかと私は思うんですよ。いかがでしょうか。

●議長（南谷議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） まず、資料につきましては、当然収支バランスと考えられる段階でお示ししたいと思います。

それから、委員の公募につきまして、検討の余地はないということではございませんが、先ほど来申し上げているとおり、10人の中での構成で、やはりその用途的な区分から選ばせていただきたいということでございまして、公募すると、そのバランスがどのようになるか、どういった方が応募されるかということで、偏ってしまうのではないかとということもございまして。ですから、公募するとしても1人、2人にならざるを得ないのかなと。それらも含めて今後の検討課題とさせていただきたいと思いますが。

それから、決して秘密で行いたいと考えているのではございません。審議会の中で、できるだけ公開の方向ではいきたいと考えますが、実際選ばれた委員さんの中で、あるいは傍聴人の方ですとか、たくさんいらっしゃる中でお話しすることが、どうなのかということも懸念されることもございまして、今のところは公開とは考えてないという意味で申し上げました。審議会のこういった議論がされているかという内容については、これを広報なりの中でお知らせしていくということではございますので、会議をそのまま公開にするというこ

とではなくて、内容は随時お伝えしていくという考えであります。

それと補足しますが、委員の公募関係、ですから公募したとしても、1人、2人という少人数の中で公募するよりも、この後審議会の答申含めて、あるいは我々の考え方を違った形でパブリックコメントと言われておりますが、広く意見公募をするだとか、そういった形で委員に入らなくても意見反映できるような形をとってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいなと思います。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 済みません。今の課長の答弁一貫性がないんですよ。きっとみんな聞いていて思っていると思うのです。だから、音喜多さん、堀さんに答えたことと、私の今の3回目に答えたことでは、ずれが出てきているんですよ。そして、今聞いてれば、そういう方向なのかなって思って、みんな聞いてますよ。これでは審議を続けていくことはできないんでないですか。1回目と2回目、3回目で違う答弁をされると私は了とはしませんよ。皆さんがどう考えるかわかんないけれども。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 3 時12分休憩

午後 3 時45分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

日程第7、議案第95号の質疑、10番谷口議員の再々質問の途中から進めます。

10番、谷口議員。

●谷口議員 あと、その、自分で何言ったかももう忘れてしまうんですけども、ただ、もう一つ言いたいのは、審議会の役割なんですよ。これはやはり、その設置する以上は、町民に町政もきちんと知らされていなければならないわけですけども、審議会も今までの説明では、非常に閉鎖的な考え方なんですよ。先ほども申し上げましたけれども、やはりそれぞれを代表し、それぞれが立派な識見を持っていらっしゃる方々を任命されるわけでしょう。そうしたときに、その場で、自分の主張を堂々と言える人たちを当然選任されるのではないのかなというふうに思うんですよ。そういう人たちが集まった会議をきちんと公開もしない、議事録も公開しない、あるいはその会議の中で話されたことを外に漏らしてはならない、そういうことには私はならないのではないのかなというふうに思うんですよ。そのあたりをやはりきちんと押さえて、そして選任される方々にも、それぞれそういう旨をきちんとお知らせした上で審議をしていただくということであれば、厚岸町が審議をお願いする審議会の役割は、果たしていくことにはならないのではないのかなと私は思うんですよ。そのあたりについてもしっかりとご答弁をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

●議長（南谷議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） お答えいたします。

まず、先ほど私の答弁の中で、私の思いと言葉が違っておりまして、非常な誤解を与えたということに深くおわびいたします。

委員の公募につきまして、公募をすることを検討するというのではなく、その後で申し上げました、これにかわる意見公募の方法、これを検討させていただきたいという思いで申し上げたことをごさいます、委員については公募を前提とすることではなくて、あくまでも各界各層の中から選ばせていただきたいと。ただし、それにかわる意見公募を広く町民の皆さんに初案等の意見公募など、その他今ちょっと考えられるものはないのですけれども、そういった違う形でのその意見反映を検討させていただきたいということをごさいます。

それから、会議の公開の件をごさいます。これも私どもいろいろ他の審議会、それからいろいろな他の地方自治体の審議会等の例の中から、自由な委員の議論を保障する上で、非公開にしているという例がございましたので、そのことが頭にありまして申し上げましたが、やはり町長が標榜しております開かれた町政、議員のおっしゃるとおり、やはりこういった会議は原則公開というのが本当だろうと思います。その上で、私が先ほど言いましたような、これは公開すべきでないような事例があった場合、それは審議会の中で考えていただきたいということで、原則は公開ということで押さえさせていただきたいと思います。

それから、もう一つ、これは訂正させていただきたいのですが、私勘違いしておりまして、特別職の方には我々地方公務員と同様な守秘義務はないということがわかりました。それで守秘義務はごさいますと申し上げましたが、これは訂正させていただきたいと思います。

●谷口議員 特にお願いします。

●議長（南谷議員） 10番、谷口議員、特に認めます。

●谷口議員 特にお願いしたいのは、1回目、2回目、3回目、それぞれ答弁が違うような答弁ならしないほうがいいんですよ。何のために、議長にもう3回目だからって怒られるんですよ。1回目と2回目と3回目、それぞれ答弁が違う、そっちの人とも答弁が違う、そういう答弁をされて、回数3回だからって決められているんですよ、我々は。そして、勘違いだったとか何とかって、それも1回に全部カウントされるんですよ。答弁する以上はきちんと、我々だってルールは守って審議をしようとしているわけでしょう。それを答弁がそうやって二転三転するような答弁だったら、我々のルールは何なのということになっちゃうんですよ。

それから、その今の審議会の問題なんですけれども、後からさっきの答弁では、パブリックコメントをやって、その中で意見を聞くからどうだろうというようなお話でしたけれども、そういうようなものをもし考えているのであれば、この議案を出すときに、きちんと日程的にはこういうものもありますよという説明があったって、いいんでないですか。そういう話は一切なくて、1月、2月、3月、4月、5月ぐらいまでかなとか、そういう話をされて、そして結論を出していくんだというようなお話だったんですけれども、パブリックコメント

だとか、そういう話は一切なかったんです、説明の中では。そして、勘違いの中に、その中に一般の人を公募してっていうふう考えたとしたら、そのほうがもっと問題だと私は思うんですよ。それはもっともっと大きく広げてやっていただかないと困ると。

ですから、今4回目の質問でもう私できませんけれども、そういう具体的な日程的なものは、きちんと皆さんに示してください。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

谷口議員の答弁に対しまして、ご指摘の中で、さらに再答弁をせざるを得なかったということは、大変申しわけなく存じます。この点については、よろしくご理解を賜ると同時に、お許しをいただきたいと思うわけであります。

ご承知のとおり、審議会といいますのは、新しく進めていこうという施策を進めるに当たりまして、数多くの方々からのご意見を聞いて町政に反映をさせるという重要な責務があるわけであります。しかしながら、今日いろいろと地方自治体でこの審議会の設置に当たりまして、問題があるのは、先ほど、それぞれの議員さんからご指摘があったとおりなんです。都合のよい意見を求める人が選ばれると、抜け道の行政機関じゃないのかとか、また、形式的な形ではないだろうかとか、いろいろなご意見があることは事実であり、行政改革の中でもこの点は強くあり方について求められておるわけであります。

そういう意味において、今後の設置にいたしましても、公正を確保するための選任をしなければならぬ、これは当然のことなんです。そういう意味において、このたびの審議会の設置については、議員各位のご意見を踏まえながら、公正な確保ができる人選をしながら、審議会を進めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

9番、菊池議員。

●菊池議員 先ほど来議論しておりますけれども、課長の先ほどの答弁の中に、30年間水道料金体系について、審議したことがないというふうなお話をしておりましたが、それが私が1996年、平成8年の第4回定例会におきまして、一般用、営業用、工業用等につきまして、一般質問したことがございます。水道事業計画と水道使用料について、当時の風呂谷課長のときでございました。

でありますから、14年前にその質問をしておりますので、審議といいますか議論はしておりますので、その辺もう1回確認しておきます。

●議長（南谷議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

確かに1996年、議会論議があったようであります。先ほどの担当課長の答弁は、本日提案

をいたしております議案第95号の審議会の設置については、昭和51年以来、既に本年で31年たちます。その都度の改正について、今回提案いたしております議案のような審議会の設置はなかったということでございますので、議会の論議はもちろんありました。ありましたが、その設置については、なかったという答弁でおりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（南谷議員） 9番、菊池議員。

●菊池議員 当時の資料によりますと、現行料金は昭和55年に改正してということになっております。そして、平成5年に助役を委員長とする水道事業会計財政検討委員会を設置し、できるだけ改正時期を延ばせないかということで、検討しており、料金改正の時期になりましたら、詳細なデータをお示ししてご審議をいただくことになっておりますので、ご理解をいただきたいという回答も得ております。このときに料金改正、それから収支バランス、一般会計からの補助金、赤字補てん、繰り入れ、これらについての年度別の体系についても報告がございます。平成5年に助役を委員徴とする水道事業会計財政検討委員会というものは、現在まで引き継いでおるんですか、どうなってますか。

●議長（南谷議員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） この財政検討委員会、現在は引き継いではございませんで、私どもも過去の資料、経緯等いろいろ調べましたが、私ども現在のその調べた中では、このことを見つかることができませんでした。改めて確認させていただきますが、現在引き継いでいるということはございません。

●議長（南谷議員） 9番、菊池議員。

●菊池議員 我々が一般質問しているこの回答について、その都度、その場でもって回答している状態になっていて、引き継いでないということは、どういうことなんでしょうかね、これ、議会軽視だと思うんですけれども、いかがですか、町長。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後4時01分休憩

午後4時17分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。
副町長。

●副町長（大沼副町長） 大変時間をとらせて申しわけございません。平成7年第4回定例会の議事録を今確認をさせていただきました。当時の町長がこういうふうにご答弁を申してお

ります。

これは、先ほど菊池議員から照会があったとおりでありまして、平成5年に助役を委員長とする水道事業会計の財政検討委員会を設置をして、できるだけ改正時期を延ばせないかということで検討をさせていただいておりますので、料金改定の時期になりましたら、詳細のデータをお示ししてご審議いただくこととしたいと、このように答弁を申し上げております。

それから、ここにも当時の町長が答弁をさせていただいておりますけれども、できるだけ改定時期を延ばすということがまずどういうふうな経営を効率化であるとか、無駄な事務事業の削減であるとか、それをまず優先させなければならないという考え方で、仕事を進めてきたと。そういうことがあって、議員の皆さんもご承知のとおり、例えば上水場の管理について民間のお力をおかりしたいというような対策を行ってきております。そういう改革を行ってきたにもかかわらず、今単年度の会計で赤字を余儀なくされてしまったということでございますので、この料金改定に当たっては当然、先ほどからも議論されておりますように、今提案をさせていただいてる審議会で、さまざまな議論をいただいて、その上で審議会としての答申をいただき、それを参考にしながら最終的には議会にこれは料金改定の条例という手続が必要でありますので、最終の決定機関であります議会にお示しをさせていただいて、当然、これにはこういう理由で、あるいはこういうシミュレーション、将来推計なども示させていただいた上でお諮りを申し上げたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。大変時間をとらせて申しわけございませんでした。

●議長（南谷議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第8、議案第94号 厚岸町中小企業振興基本条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） ただいま上程いただきました議案第94号 厚岸町中小企業振興基本条例の制定について、その提案理由のご説明申し上げます。

まず、厚岸町中小企業振興基本条例の制定に至った背景でございますが、我が国にお

ける事業所のほとんどを中小企業が占めております。

この中小企業は日本の経済と雇用の担い手であり、中小企業が活力を失うことは日本経済全体に大きな影響を与えると同時に、地域経済が力を失い地方が衰退することにつながるもので、この中小企業の成長と発展は地域経済と産業のみならず地域住民の生活全体にかかわる課題であるといえます。

国は日本経済全体における中小企業の重要性に鑑み、中小企業基本法を平成11年に全面改正し、これまでの大企業との格差是正という認識から、自主的な努力と活力ある成長発展へと、その考え方を大きく転換しました。

こうした中、地方自治体では、中小企業に対する新規の理解を求め、中小企業などの役割を規定して、疲弊する地域経済の活性化を図るために中小企業振興基本条例を制定する動きが広まってきております。厚岸町においても事業所のほとんどが中小企業であり、その存在は地域の経済活動において重要な役割を果たし、豊かな町民生活の実現には切り離すことのできないものとなっています。

このような状況の中、厚岸町商工会と北海道中小企業家同友会釧路地方支部厚岸地区会と連名で昨年の4月30日、中小企業振興基本条例の制定に向けた要望書の提出を受け、町では、その重要性について認識をさらに深めて、当該団体との勉強会の開催や先進事例地の視察などを重ねてきたところであります。

また、本年の11月1日には、再度この条例に盛り込んでいただきたいとする規定内容についての要望書も受けたところでございます。

町といたしましては、地域経済の進展において重要な地位を担う中小企業の振興が厚岸町の発展に欠かせないものであるということを経営者はもちろんのこと、町やすべての町民が共通の認識とし、それぞれの役割を明確にしながら中小企業の振興と地域経済の活性化に結びつけていくことが今求められていると考えています。

町議会の中でもお示ししてきたとおり、厚岸町の地域経済の進展には、中小企業の振興が必要不可欠であるとの考えのもと、これまでの経緯や経過などを踏まえて、今般、本条例案として取りまとめたところでございます。

なお、本条例については、中小企業に関する個別の振興施策を具体的に示すものではなく、地域の中小企業を重視し、その振興を行政の柱としていくことを明確にするために協定するため、いわゆる理念条例となっております。

それでは、厚岸町中小企業振興基本条例の内容についてご説明申し上げます。

議案書15ページをお開きください。

本条例は、前文と条文10条をもって構成しております。前文は、具体的な規定を定めたものではなく、条例制定の理念を強調して宣言するため、制定の趣旨、目的、基本原則を記述しております。

地域経済の進展において重要な地位を占める中小企業の振興が、厚岸町の発展に欠かせないものであるという認識を企業はもちろんのこと、町やすべての町民が共有し、中小企業の振興と地域経済の活性化を図ることを理念として宣言しています。

第1条では、この条例の制定目的であります。中小企業の振興に関して、基本理念を定め、それぞれの役割を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進することが、この条例の目的を達成するための手段であり、中小企業の振興をもつ

て本町経済の発展及び町民生活の向上に寄与することが、この条例の目的として規定しております。

2条では、定義について規定しております。

本条例において使用する用語のうち、中小企業者、中小企業団体、中小企業者等及び大企業者について定義するもので、まず、中小企業者は、中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者を中小企業者と規定しており、中小企業団体とは、商工会や中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項各号に規定する団体のほか、主として中小企業の振興を目的とする団体を含むものとしております。

また、中小企業者等とは、中小企業者と中小企業団体をいい、大企業者とは中小企業者以外の事業を営むものと規定しております。

第3条は、基本理念について規定しております。

第1号では、中小企業者の創意工夫が生かされること。

第2号では、中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な努力が促進されること。

第3号では、中小企業者の経済的社会的環境の変化への円滑な適応が図られること。

第4号では、町、中小企業者等、大企業者及び町民の協働により中小企業振興施策が行われること。

この4項目を基本理念として規定しております。

第4条は、町の役割について規定しております。

第1項では、町、北海道、その他のさまざまな主体と連携し、自然的経済的社会的諸条件に応じた中小企業振興施策を策定し、実施する役割を担うこと。

第2項では、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、地元中小企業者の受注機会の増大に努めること。

第3項では、学校教育における勤労観及び職業観の醸成が中小企業の人材の確保及び育成に資することに鑑み、児童・生徒に対する職業に関する体験の機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めること。

以上の3項目を町の役割として規定しています。

第5条は、中小企業者等の役割について規定しております。

中小企業者等が受け身の支援対象ではなく、主体的な存在として果たすべき自主的な努力、町の施策への協力や町内において生産され、製造され、または加工された産品、いわゆる地場産品の利用のほか、地域全体における役割を規定したものです。

第1項では、中小企業者が事業活動を行うに当たり、経済的社会的環境の変化に即応した成長発展を図るため、自主的に経営及び取引条件の向上に努めること。

第2項では、地場産品及び町内で提供される商工業サービスの利用に努めること。

第3項では、中小企業者等について、町が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めること。

第4項では、中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めること。

第5項では、中小企業者等は、児童・生徒に対する職業に関する体験の機会の提供に協力するよう努めること。

第6項では、中小企業団体は、事業活動を行うに当たって、中小企業者とともに、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めること。

以上、6項目を中小企業者等の役割として規定しております。

次の第6条は、大企業者の役割について規定しております。

第1項では、事業活動を行うに当たっては、社会的責任を自覚し、中小企業者等との連携・協力を努めること。

第2項では、町が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めること。

第3項では、地場产品及び町内で提供される商工業サービスの利用について努めること。

以上の3項目を大企業者の役割として規定しています。

第7条は、町民の役割について規定しております。

第1項では、町民みずからの活動が本町経済に影響を及ぼすこと並びに中小企業の振興が本町経済の活性化と発展に寄与することを理解するよう努めること。

第2項では、地場产品及び町内で提供される商工業サービスの利用について努めること。

以上の2項目を町民の役割として規定しています。

第8条では、町が中小企業振興施策を策定・実施する際の基本方針について規定しております。

第1号では、中小企業者の経営の革新及び中小企業の創業の促進を図ること。

第2号では、中小企業者の新技術、独創的な技術等を利用した事業活動の促進を図ること。

第3号では、中小企業者の人材の育成及び確保に関すること。

第4号では、中小企業者の経営基盤の強化を図ること。

第5号では、中小企業者等と関係機関との連携、中小企業者等相互の連携、その他の連携の促進を図ること。

第6号では、地域の資源の活用等による産業の発展及び創出を図ること。

以上、6項目を基本方針とする旨を規定しております。

次の第9条では、中小企業振興施策を調査審議する組織として、厚岸町中小企業振興会議を設置する旨を規定しております。

委員については、中小企業者や中小企業団体、消費者、識見を有する方々のうちから町長が委嘱するものとし、委員の数は10名以内とし、任期は2年とするものであります。

町としては、町民や中小企業者等で構成する組織と役場の担当部署職員で構成する組織を、それぞれ立ち上げ、その中で、中小企業振興施策を検討し、条例において設置する中小企業振興会議の議論を踏まえて、町の施策へ反映させていく仕組みづくりをつくり上げていこうとして、このような組織体制のもとで、たたき上げられた中小企業振興施策の策定と実行により、中小企業の振興と町民生活の維持向上につなげていくことが、本条例の目指す大きな特徴の一つでもあります。

第10条については、委任規定でございます。

附則は、施行期日についてであります。この条例は、平成23年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明であります、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 4 時34分休憩

午後 4 時39分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

本議案の審査方法についてお諮りいたします。

審査方法は、議長を除く15人をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査したいと思っております、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

議案第94号の審査方法は、議長を除く15人をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査することに決定しました。

ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、議案第94号が終わるまで、時間の延長を行います。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 4 時40分休憩

午後 7 時49分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

ただいま町長から、議案第94号、厚岸町中小企業振興基本条例の撤回請求書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程として直ちに議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

よって、撤回請求書を日程に追加し、追加日程として議題にすることに決定しました。

追加日程請求書を議題といたします。

事件の訂正請求の説明を求めます。

副町長。

●議長（南谷議員） 大変貴重な時間を費やし申しわけございません。

ただいま13番議員からご指摘をいただいた件、精査をさせていただきました。そこで、町内に事業所を有しない中小企業について隙間が生じるということで、我々もその部分については想定外でございました。この条文をさらにつけ加えるということになると、他の条文に影響が出てくるということもわかりました。そのため時間を要するというので、なお精査をさせていただき時間をいただきたいと。

一旦、本議会の議案第94号、厚岸町中小企業振興基本条例の制定については、撤回をさせていただいて、次回までに精査の上、お諮りをさせていただきたいということでございますので、よろしくお取り扱いをいただきますようお願いを申し上げます。

●議長（南谷議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております撤回請求書を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） 異議なしと認めます。

よって、撤回請求書を許可することに決定しました。

●議長（南谷議員） 本会議を休憩いたします。

午後 7 時51分休憩

午後 7 時51分再開

●議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

●議長（南谷議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 7 時52分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 2 年 1 2 月 1 6 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員